

さいたま市農業振興ビジョン 2021
(都市農業基本指針)

案

令和3年3月

さいたま市

目 次

I さいたま市農業振興ビジョン 2021 策定にあたって

1	さいたま市農業振興ビジョン 2021 策定の趣旨	2
2	さいたま市農業振興ビジョン 2021 の位置付け	3
3	計画期間	3
4	さいたま市の農業を取り巻く法制度の変化	4
5	さいたま市の農業の多面的な機能	6

II さいたま市農業の現況

1	さいたま市の農業	8
2	さいたま市の農家	12
3	さいたま市の農地	15
4	さいたま市の農業振興に向けた主な取組	17
5	さいたま市の農業に関する農家・市民の意向	19
6	さいたま市の農業の課題	26

III 計画の方針

1	基本理念	28
2	基本方針	29
3	施策の体系	30

IV 施策の内容

1	担い手の確保・育成と農業経営の安定化	34
2	地産地消の推進	40
3	農地の保全と有効利用	47
	目標指標	52

V さいたま市農業振興ビジョンの推進に向けて

1	各主体の役割	56
---	--------	----

VI 資料編

1	さいたま市都市農業審議会の概要	58
2	さいたま市都市農業の振興に関する条例	60
3	用語解説	68

I

さいたま市農業振興ビジョン2021 策定にあたって

1 さいたま市農業振興ビジョン 2021 策定の趣旨

「さいたま市農業振興ビジョン」（以下「旧ビジョン」という。）は、さいたま市の農業施策の方向性を示すため、平成16年度に策定されました。平成17年度には岩槻市合併に伴う一部増補を行い、その後2回の改定（平成21年4月、平成26年3月）を経て、令和3年3月に計画期間の満了を迎えます。

旧ビジョンでは、「百万人の農～農と都市が支え合う豊かな暮らしの実現～」という理念のもと、3つの基本方針「持続可能で元気なさいたま市『農業』を確立します」、「多面的機能を活かした『農地』の保全を進めます」、「農のある豊かな暮らしを共有する『農コミュニティ』を育みます」に沿って、各施策を推進してきました。また、平成26年3月の改訂の際には、旧ビジョンを「さいたま市都市農業の振興に関する条例（平成24年12月制定）」第17条に規定する「都市農業基本指針」に位置づけるとともに、さいたま市の附属機関として都市農業審議会を設置し、都市農業の振興に関する重要事項について調査審議を行ってきました。

前改訂から5か年が経過しましたが、その間、農業従事者の高齢化、担い手不足、農地の減少など農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。そのような中、国は、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、市街化区域内の農地の位置づけを「宅地化するべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で重要な役割を果たすものと捉えるなど、都市農業振興に関する新たな施策の方向性を打ち出すなど対応しています。しかし、令和2年に新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に経済活動が停滞し、市民の生活様式は大きく変化し、農産物の流通にも影響が出ています。このような状況も踏まえ、ICT化による農作業の効率化や生活様式の多様化に対応した販路の多角化など、従来型から一歩踏み出した農業政策の推進が必要となっています。

市政を総合的、計画的に運営するための最も基本となる計画である「さいたま市総合振興計画」についても、令和3年3月に計画期間の満了を迎えますが、次の10年間を見据えたさいたま市総合振興計画では、新たに「持続可能で魅力ある都市農業の振興」という節を設け、さいたま市の今後の施策の方向性として、「農業の多面的な機能を重視しながら、農業環境の整備や農地の保全を図るとともに、地産地消の推進や付加価値の形成を通じて、都市農業の活性化に取り組む」と明記しています。

昨今の農業を取り巻く環境の変化やさいたま市の農業が抱える課題などを踏まえ、農業施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3（2021）年度からの10年間に取り組むべき施策を取りまとめ、さいたま市農業振興ビジョン2021を策定しました。

2 さいたま市農業振興ビジョン 2021 の位置付け

さいたま市農業振興ビジョン2021（以下「本ビジョン」という。）は、「さいたま市総合振興計画」の経済・産業の個別計画として位置づけられるとともに、「さいたま市都市農業の振興に関する条例」が定める「都市農業基本指針」として、さいたま市の農業振興の方向性を示す計画であり、国・県の関連計画やさいたま市の「農業振興地域整備計画」や「田園環境整備マスタープラン」などの計画とも連携します。また、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）では目標2「飢餓をゼロに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標12「つくる責任つかう責任」などに関連しています。

なお、今回の改定で、本ビジョンを都市農業振興基本法第10条に規定する都市農業の振興に関する計画（地方計画）に位置付けることとします。

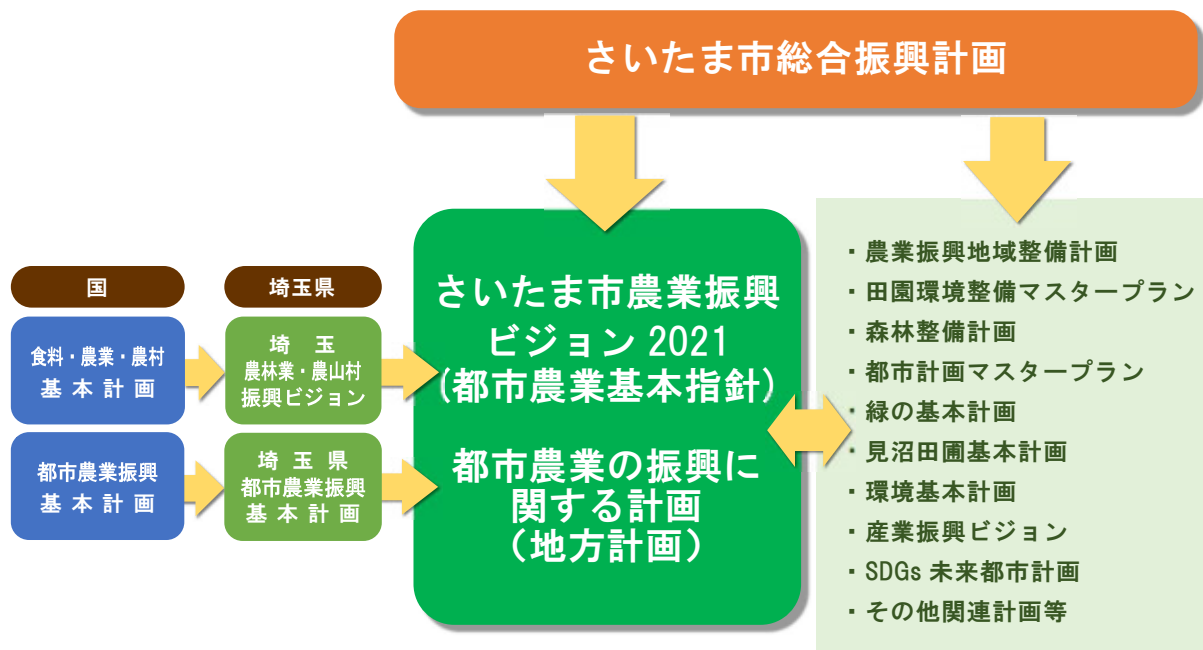


図1 さいたま市農業振興ビジョン2021の位置付け

3 計画期間

本ビジョンの計画期間は、さいたま市総合振興計画が令和12年度までを計画期間としていることを踏まえ、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間とし、今後の社会・経済情勢の変化に対応して、必要に応じ改定するものとします。

4 さいたま市の農業を取り巻く法制度の変化

平成26年度以降のさいたま市の農業を取り巻く法制度の変化として、主なものは以下のとおりです。

(1) 都市農業振興基本法の施行と都市農業振興基本計画の策定

平成27年4月に「都市農業振興基本法」が施行され、第9条の規定に基づき、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」が策定されました。

市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区に指定された農地以外は、「宅地化すべきもの」と位置づけられてきましたが、ライフスタイルの変化や都市住民の意識・ニーズの変化などから都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加え、防災、景観形成、環境保全、農業体験や学習の場、農業や農業施策に対する理解の醸成などの多様な機能が評価され、法施行後は都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換しました。

また、「都市農業振興基本法」第10条では、地方公共団体においても「都市農業の振興に関する計画（地方計画）を定めるよう努めなければならない」と定められました。

(2) 農業委員会法の改正

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月に公布され、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月から施行されました。

農地等の利用の最適化を推進するため、主に以下の3点が改正されています。

- ① 農業委員会の最も重要な事務が「農地等の利用の最適化の推進」であることが明確化されました。
- ② 農業委員の選出方法が「市町村長の任命制」に変更されました。
- ③ 農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

さいたま市では、平成28年10月に「さいたま市農業委員会の委員等に関する条例」を制定し、平成29年5月から新体制となり、農地利用の最適化の推進に取り組んでいます。

(3) 生産緑地法の改正

良好な都市環境の形成に資するため、都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年5月に公布され、生産緑地法も一部改正されました。

改正の主な内容は以下の3点です。

- ① 生産緑地地区の面積要件について、市町村は条例により500m²以上から300m²以上に引き下げが可能になりました。
- ② 生産緑地地区内において、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランの設置が可能になりました。
- ③ 生産緑地地区の都市計画決定後30年経過するものについて、買取り申出が可能な期日を10年延長できる「特定生産緑地制度」が創設されました。

さいたま市では、①については平成29年12月に、「さいたま市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、面積要件を引き下げました。

(4) 都市農地貸借法の施行

平成30年9月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されました。

市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区の区域内の農地において、次のことが可能となりました。

- ① 農地所有者は相続税の納税猶予を受けたままで「自ら耕作する方」に農地を貸すことが可能になりました。自ら耕作する方は、耕作の事業に関する計画を作成し、農業委員会の決定を経て、市町村の認定を受けることで、農地を借りることが可能になりました。
- ② 農地所有者は相続税の納税猶予を受けたままで「市民農園を開設する方」に直接農地を貸すことが可能になりました。市民農園の開設者は、農地所有者及び市町村と協定を締結し、農業委員会から承認を受けることで、農地を借りることが可能になりました。

5 さいたま市の農業の多面的な機能

都市農業振興基本法では、「都市農業」を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と規定し、その範囲を明確には定めていませんが、本市の「さいたま市都市農業の振興に関する条例」では「大消費地に位置するという利点を生かしつつ、市民に新鮮で安全かつ良質な農産物等を供給し、及び農業の有する多面的機能を備えた市の全域で営まれる農業」と、市内で行う農業は全て「都市農業」と明確に定めています。

都市農業は農産物を供給するという機能に加え、良好な景観の形成、環境の保全、防災、交流の場の提供など多面的な機能を有しています。今後の都市農業の展開においては、安定的かつ持続的な農業経営の確立はもとより、これらの多面的機能の一層の発揮に向けて、農業情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に受け止め、迅速かつ柔軟に施策に取り組むことが重要です。

都市農業の多面的な機能

① 農産物を供給する機能

都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能

② 良好な景観を形成する機能

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす機能

③ 農業に対する理解と親しみを深める機能

身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成する機能

④ 環境を保全する機能

都市の緑として、雨水の貯留・浸透、地下水の涵養、生物多様性の保全等に資する機能

⑤ 防災機能

災害時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての機能

⑥ 交流の場を提供する機能

都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する機能



大谷コスモスまつり



栽培指導つき農園



児童体験農園

Ⅱ

さいたま市の農業の現況

1 さいたま市の農業

さいたま市の農業は、首都圏という大消費地に位置し、高度集約的な農業経営の発展とともに米や野菜、植木・苗木、花き、果樹などの生産が活発に行われており、多くの農産物直売所が開設されています。県内でも有数の早場米の産地であり、さつまいもをはじめとしたいも類は県内でも有数の産出額を誇っています。



図2 さいたま市の農業生産分布

(出典：令和2年版さいたま市農情報ガイドブック／さいたま市)

表1 平成27年市内農産物の作付面積

順位	作物名	面積 (ha)
1	水稻	1,022
2	ほうれんそう	47
3	さといも	41
4	ねぎ	33
5	だいこん	18
6	さつまいも	16
7	はくさい	14
7	トマト	14
9	ばれいしょ	13
10	陸稲	12
10	日本なし	12

(出典：2015年農林業センサス／農林水産省)

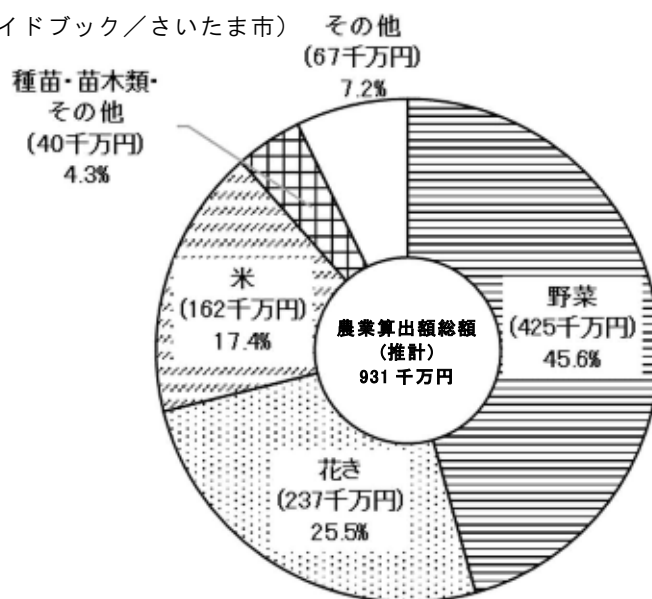


図3 さいたま市農業算出額(推計)

(出典：平成30年市町村別農業算出額(推計)／農林水産省)

市内農地の利用は、立地や営農環境などの違いから大きく3つの地域特性が見られます。

① 西部：荒川流域

荒川流域の水田地帯は県内有数の早場米の生産地帯になっており、水稲生産を軸に活性化が期待される地域です。大宮台地の西部では梨、ぶどうなどの果樹や野菜が栽培されています。

② 中部：見沼田圃地域

見沼田圃地域では、植木・苗木・直売向けの野菜の他、ブルーベリー・梨・ぶどうなどの観光農園、大宮台地の中心部から安行台地にかけては野菜・花き・植木が作付けされ、チコリーやさいたま市発祥のさつまいも「^{べにあか}紅赤」のブランド化も進められています。立地条件を活かし、都市部の消費者への直売や農業体験の提供を軸に活性化が期待される地域です。

③ 東部：綾瀬川・元荒川流域

綾瀬川・元荒川流域では水稻や転作作物で特産品のクワイ、岩槻台地では小松菜・山東なの施設栽培が活発で、ＪＡ中心の共販による市場出荷が行われているとともに、ヨーロッパ野菜の生産・普及活動が行われています。生産性の向上を図り、従来の産地形成を更に強化し、市場出荷を軸とした活性化が期待される地域です。

③東部：綾瀬川・元荒川流域

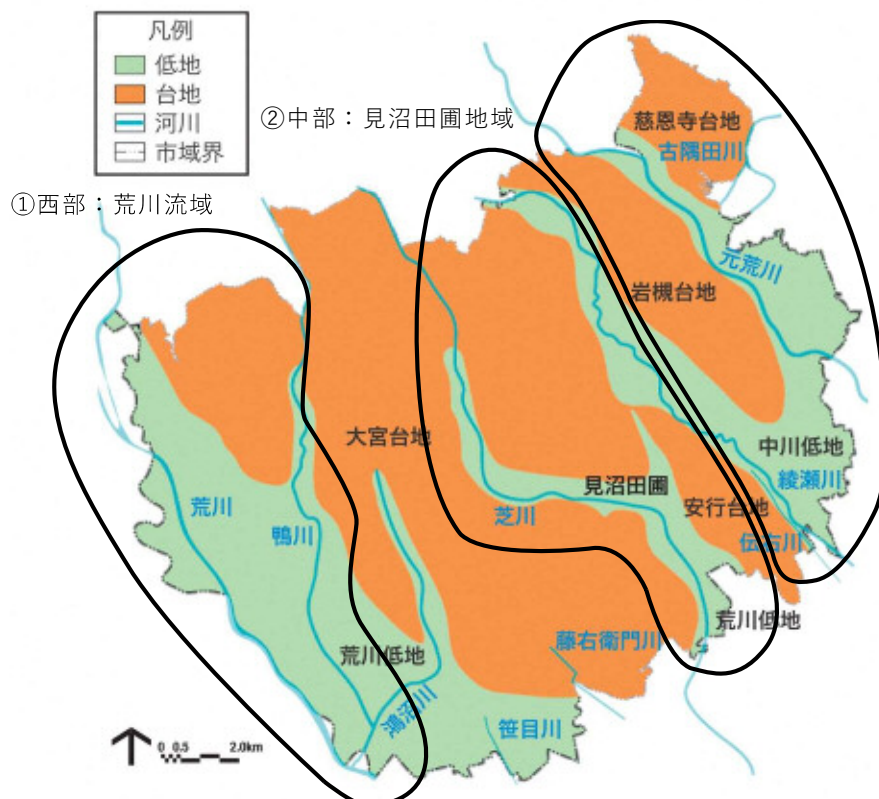


図 4 さいたま市の地形

(資料:「さいたま市都市計画マスタープラン/さいたま市」をもとに作成)

● さいたま市の特産品①

■ 紅赤（べにあか）

紅赤は、明治 31 年（1898 年）に木崎村（現在のさいたま市浦和区）で、山田いちさんが発見したさつまいもの品種で、「金時いも」「さつまいもの女王」とも呼ばれていました。皮色が鮮やかな赤紫色、長紡錘形の形をしており、肉質は黄色で粉質、味や口当たりが良いため、以前は埼玉県内をはじめ全国に広く普及していましたが、植付けに適した時期が短い、肥料、土質や病虫害への適応力が低いなど栽培が難しく、栽培農家が減少しています。

現在は紅赤生産者組合である「さいたま市紅赤研究会」が中心となって栽培を行っています。本市でも市内で発見された品種を守るため、苗の導入、貯蔵法や肥料比較などの栽培試験結果の共有、紅赤を使った市内お菓子店の商品開発など、生産から販売まで一貫した支援を行うことで、紅赤のブランド化を推進しています。



■ くわい

くわいはオモダカ科の多年生水生植物で、地下にできる塊茎（かいけい）という部分を食用とします。大きく長い芽が出ることで、塊茎の着生が慈母が幼児に授乳する姿を連想させること、旺盛な生育を見せることなどから「おめでたい」「子孫繁栄」「健康で立身出世する」と、縁起物としてお正月料理や慶事に欠かせない食材になっています。



市のくわい生産の歴史は古く、江戸中期に綾瀬川流域の湿田地帯で始まったとされ、現在は見沼区の「膝子くわい出荷組合」、緑区の「高畑くわい出荷組合」、岩槻区の「岩槻くわい共販組合」などを中心に行われています。埼玉県で生産される「青くわい」は、関西をはじめ各地で人気の高級食材となっており、生産者は、くわい独特の青色を際立たせるため収穫直前に渋抜き作業を行ったり、芽を傷つけないよう丁寧な収穫作業を行ったりと、良質なくわいを栽培、出荷するための努力を重ねています。赤は、明治 31 年（1898 年）に木崎村（現在のさいたま市浦和区）で、山田いちさんが発見したさつまいもの品種で、「金時いも」「さつまいもの女王」とも呼ばれていました。皮色が鮮やかな赤紫色、長紡錘形の形をしており、肉質は黄色で粉質、味や口当たりが良いため、以前は埼玉県内をはじめ全国に広く普及していましたが、植付けに適した時期が短い、肥料、土質や病虫害への適応力が低いなど栽培が難しく、栽培農家が減少しています。

● さいたま市の特産品②

■ チコリー

チコリーはアンディープ、ベルギーチコリともよばれる北ヨーロッパ原産のキク科多年生植物で、和名を菊苦菜（きくにがな）といいます。白菜の芯に似た紡錘形の葉菜で、生食するとサクサクした歯ざわりがあり、上品なほろ苦さとさわやかな香りが楽しめます。トンネルなどで日光を遮り、暗い場所で葉を成長させる「軟化栽培」を行っていることも特徴で、葉が色づかないよう早朝や夕方に出荷作業をしています。

さいたま市では、昭和 59 年に緑区尾間木地区にある 3 軒の農家が共同で「浦和軟化蔬菜出荷組合チコリー部会」を創設し、輸入品に頼っていたチコリーの栽培を始めました。現在、さいたま市産チコリーは旬の季節には市場やレストランなどで高い評価を得ています。



● さいたまヨーロッパ野菜研究会の取組

「輸入のヨーロッパ野菜は高価で鮮度が低い。地元で栽培できないか。」というレストランシェフ達の声きっかけに、平成 25 年、市内若手農家を中心に、飲食店、卸・種苗会社などが「さいたまヨーロッパ野菜研究会」を結成し、ヨーロッパ野菜の地産地消、栽培普及の取組を始めました。平成 27 年には芝浦工業大学と連携して生産支援・販売管理の IT システムを導入、平成 28 年には農事組合法人「フェネル」を設立し、安定供給が難しいとされたヨーロッパ野菜の産地化を目指し、経営安定化、作業効率化、経営多角化などの事業展開を進めてきました。

現在、13 名の生産者が年間を通じて約 70 種のヨーロッパ野菜を生産し、埼玉県内を中心に 1,200 店舗以上のレストランに出荷するなどヨーロッパ野菜産地としては国内最大級に成長しており、更なる普及のため、学校給食への導入や一般向け販売の開始、レストラン等と連携したイベント開催等に取り組んでいます。

* さいたまヨーロッパ野菜研究会 HP : <https://saiyoroken.jimdofree.com>



問合せ：農業政策課

2 さいたま市の農家

都市化の進展や社会・経済情勢の変化に伴い、農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足が進んでいます。

さいたま市の農業就業人口及び総人口に対する農業就業人口の割合（農業就業人口率）は、平成2年には8,422人（0.84%）でしたが、平成27年には3,641人（0.29%）と、減少傾向が続いています。

平成27年の農家戸数は3,728戸で、専業農家が757戸、第1種兼業農家が192戸、第2種兼業農家が1,155戸、自給的農家が1,624戸です。

農業就業人口のうち、主に農業に従事している「基幹的農業従事者」は、平成27年には3,199名で、男性1,768名、女性1,431名です。年代別では、50代未満が1割、50代が1割、60代が3割、70代以上が5割で、基幹的農業従事者の平均年齢は67.3歳です。

平成27年の経営体ごとの経営耕地面積規模別にみると、1ha未満が5割超で最も多く、1ha以上2ha未満が3割、2ha以上が1割です。

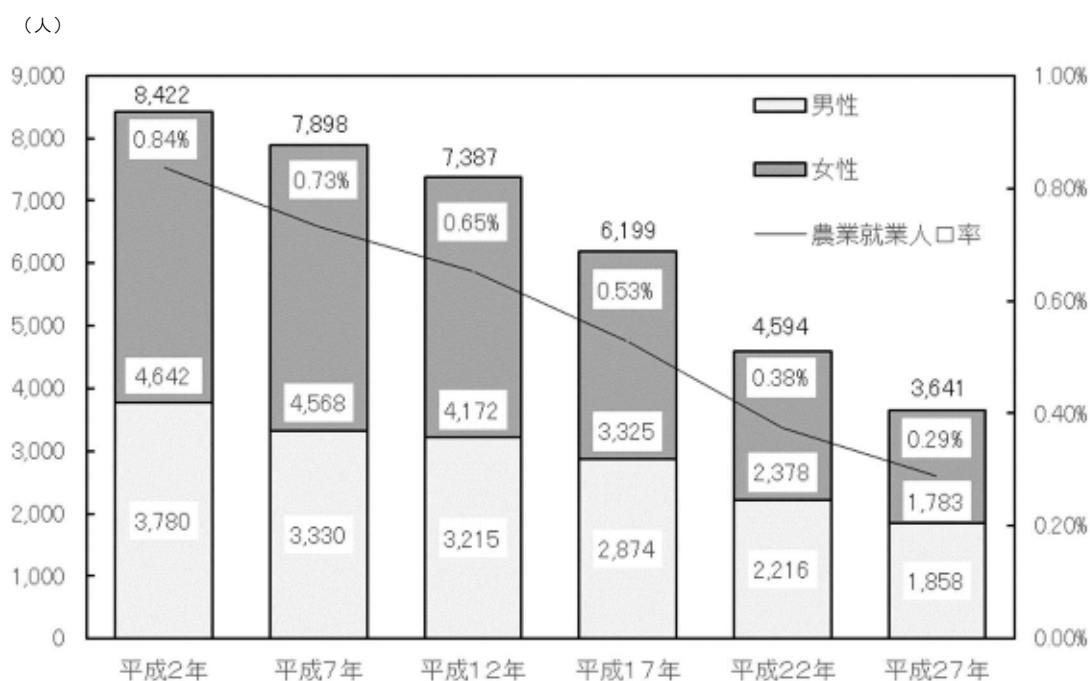


図5 さいたま市の農業就業人口
（出典：農林業センサス／農林水産省）

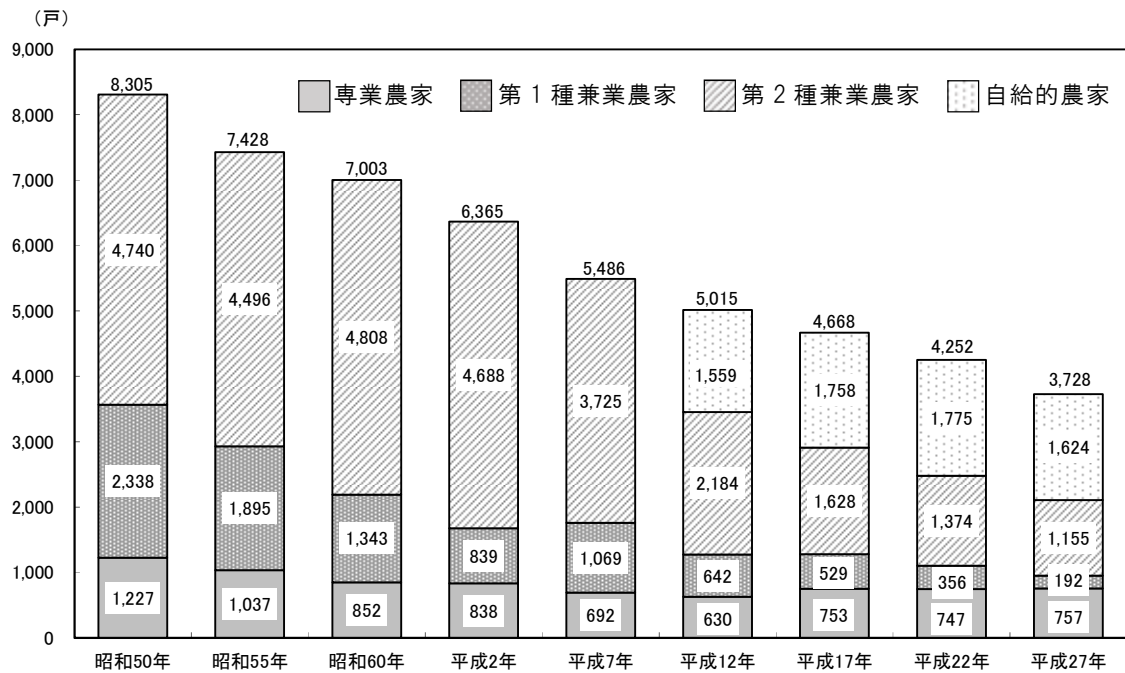


図6 さいたま市の専業別農家戸数
(出典：農林業センサス／農林水産省)

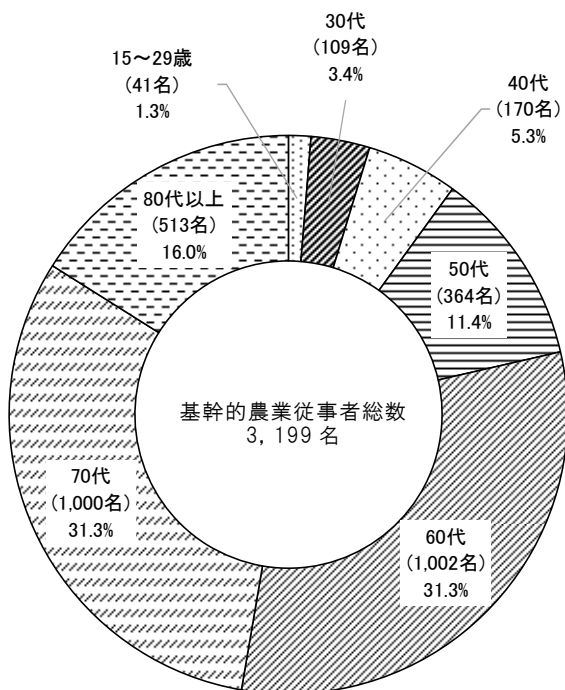


図7 さいたま市の基幹的農業従事者数
(出典：2015年農林業センサス／農林水産省)

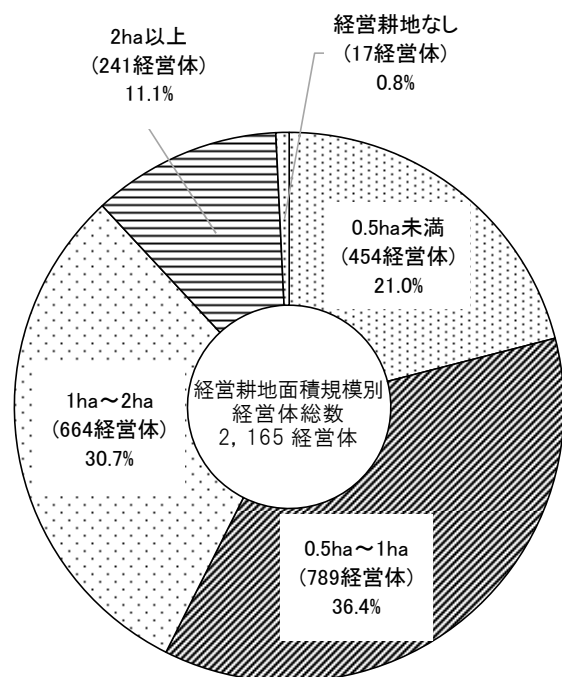


図8 さいたま市の経営耕地面積規模別経営体数
(出典：2015年農林業センサス／農林水産省)

● 「農林業センサス」とは

農林業センサスとは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、農林水産省が5年ごとに行う調査です。

■ 主な用語の定義

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 *なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業就業人口	農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。 *経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地） －貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

3 さいたま市の農地

さいたま市の農地面積（農地台帳集計値）は4,415ha（令和元年）、市域面積に占める割合は約20％です。耕地面積（農林水産省の面積調査による統計値）は3,300ha（令和元年）です。都市化の進展に伴い、農地は宅地・道路などへ転用され、平成2年と令和元年を比較すると、耕地面積はおよそ30年間で約33％減少しています。地目別では、畑の減少が11.8％に対し、田の減少は47.5％と田の減少が顕著です。また、農業従事者の減少により、遊休農地が発生しています。令和2年度には、約77.4haの遊休農地があり、限りある農地を有効利用する上でその解消は喫緊の課題です。

Ⅱ
さいたま市の
農業の現況

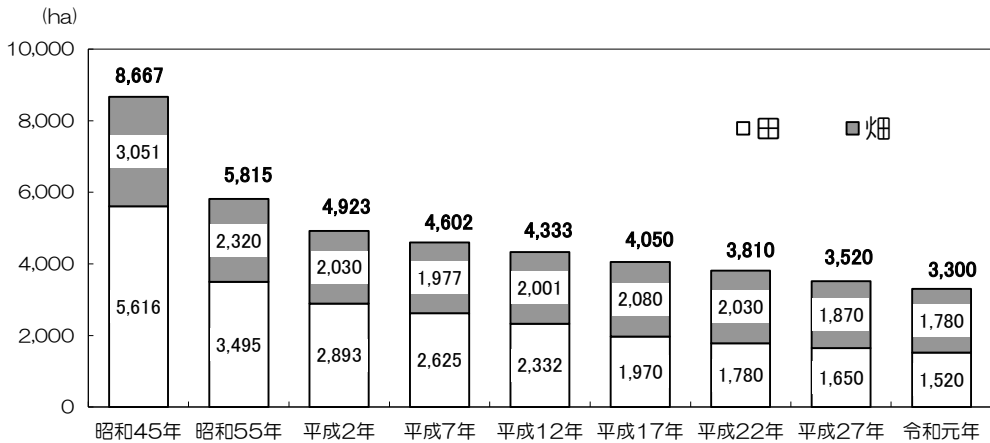


図9 さいたま市の耕地面積
(出典：作物統計調査／農林水産省)

表2 さいたま市の農地に関するデータ

項目	データ
さいたま市の面積 注1	都市計画区域 21,743ha(100%)
	市街化区域 11,698ha(53.8%)
	市街化調整区域 10,045ha(46.2%)
農地面積 注2	合計 4,415ha(100%)
	田 1,950ha(44.2%)
	畑 2,465ha(55.8%)
農業振興地域 注3	総面積 8,100.30ha
	うち農用地区域面積 2,477.62ha
遊休農地面積 注4	合計 77.43ha
さいたま市都市計画 生産緑地地区 注5	地区数 1,273地区
	面積 302.73ha

注1：平成28年10月7日告示（市街化区域面積）令和2年度全国都道府県市区町村別面積調（令和2年7月1日時点）国土地理院発表（都市計画区域面積＝行政面積）。

※市街化調整区域面積は「都市計画区域面積-市街化区域面積」で算出。

注2：農地台帳集計結果（令和元年8月1日時点）

注3：令和2年10月22日告示

注4：さいたま市農業委員会調べ（令和2年12月時点）

注5：令和2年12月時点

一方で、さいたま市には見沼田圃や荒川、綾瀬川、元荒川流域の豊かな水田地帯など貴重な優良農地が広がっています。今後、農業の振興を基調としながら自然環境を保全し、市民生活にやすらぎや潤いを提供する「水とみどりのネットワーク」としてより一層活用していくことが求められています。

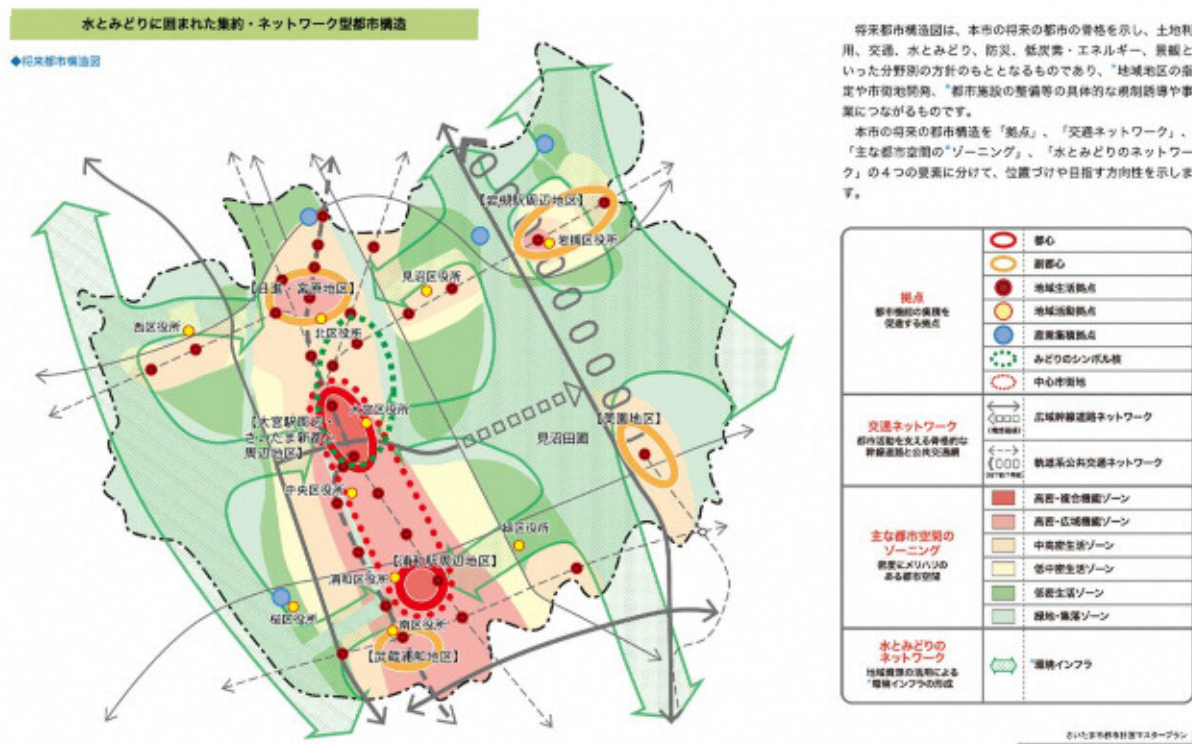


図10 さいたま市の将来都市構造図

(出典：さいたま市都市計画マスタープラン／さいたま市)

●「見沼田圃」とは

見沼田圃とは、さいたま市の中央部と川口市にまたがる約 1,260ha の貴重な大規模緑地空間で、たんぼや畑、雑木林、河川や見沼代用水など豊かな田園風景が残り、農業生産の場としてはもちろんのこと、多様な野生生物の生息の場や自然とのふれあいの場となっています。

昭和 33 年 9 月の台風 22 号（狩野川台風）により、芝川下流域の川口市市街地が浸水するという大きな被害が発生しました。この時、見沼田圃全域が湛水したことにより下流の被害が抑えられたため、その遊水機能が注目されました。そのため、昭和 40 年に宅地化は原則として認めないとする「見沼三原則」が埼玉県により制定され、主に治水上の観点から開発が抑制されてきました。その後、平成 7 年に新たな土地利用の基準として「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」が埼玉県により策定され、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図る区域となっています。

問合せ：見沼田圃政策推進室

4 さいたま市の農業振興に向けた主な取組

さいたま市では、旧ビジョンに基づき、以下の項目を「重点プロジェクト推進目標」として取り組みました。

取組項目	主な取組状況
特別栽培農産物件数	○令和元年度末：295 件【令和2年度末目標：245 件】 ○市発行の農情報ガイドブックに特別栽培農産物の利用店を掲載しました。
エコファーマー数	○令和元年度末：2 人【令和2年度末目標：200 人】 ○GAP制度認証への移行によりエコファーマー数は減少したため、GAP認証への支援の強化に取り組みました。
ブランド化農産物の商品開発店舗数	○令和元年度末：21 件【令和2年度末目標：24 件】 ○市内生産者や商工業者と協力して、本市発祥の「 べにあか 紅赤」の商品化を図り、市内産農産物のPRを行いました。
認定農業者経営体数	○令和元年度末：212 経営体【令和2年度末目標：180 経営体】 ○講習会を開催しフォローアップするとともに、農業機械や施設の導入支援に取り組みました。
農業生産法人 (農地所有適格法人)	○令和元年度末：2 法人【令和2年度末目標：7 法人】 ○一般法人でも農地の貸借や利用権設定ができるようになったため、農地所有適格法人の増加はありませんでした。
直売所設置数	○令和元年度末：26箇所【令和2年度末目標：30箇所】
新規就農者総数	○令和元年度末：84 人【令和2年度末目標：95 人】 ○新たに農業を志す方を対象に農業研修を実施し、新規就農者の確保・育成を図りました。
遊休農地解消・活用面積	○令和元年度末：10.1ha 解消【令和2年度末目標：7 ha】 ○農業委員及び農地利用最適化推進委員による所有者への維持管理の通知・啓発を行い、遊休農地解消に努め、「菜の花まつり」開催を通じ、遊休農地の増加防止を図りました。
企業等による農業参入 や農地活用数	○令和元年度末：11 件【令和2年度末目標：9 件】 ○農地情報の収集に努め、円滑な利用権設定を図りました。
利用権設定面積	○令和元年度末：157ha【令和2年度末目標：110ha】 ○貸し手及び借り手の意向調査、情報の収集・提供を行うとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域での活動や広報を通して、農地の貸借を進めました。

II. さいたま市の農業の現況

取組項目	主な取組状況
栽培収穫体験農園数	○令和元年度末:48箇所【令和2年度末目標:18箇所】
市民農園利用区画数	○令和元年度末:2,730区画【令和2年度末目標:2,700区画】 ○見沼グリーンセンターでの市民農園の運営や、都市住民が自然に親しみながら農業体験できる特定農地貸付などによる市民農園の新規開設を支援しました。
小・中学校における農業体験教室実施校	○令和元年度:35校【令和2年度末目標:40校】 ○市内各小・中学校で野菜・米作り等を行う「学校教育ファーム」や、農業者やNPO法人の協力を得て米作りや里芋作り等の農作業体験を行う「ふれあい・夢ファーム」の活動に取り組みました。
ランドコーディネーター数	○令和元年度末:52人【令和2年度末目標:70人】 ○アグリ・カルチャー・ビジネススクールを開校し、ランドコーディネーターとして認定し、農業・農地が持つ多面的機能や、農業関連法や各種計画等の複合的な知識と技能を有する「農」の新たな担い手を育成し、本市の都市農業の発展を支援する人材として支援しました。

5 さいたま市の農業に関する農家・市民の意向

農家意向・意識調査(令和元年度)

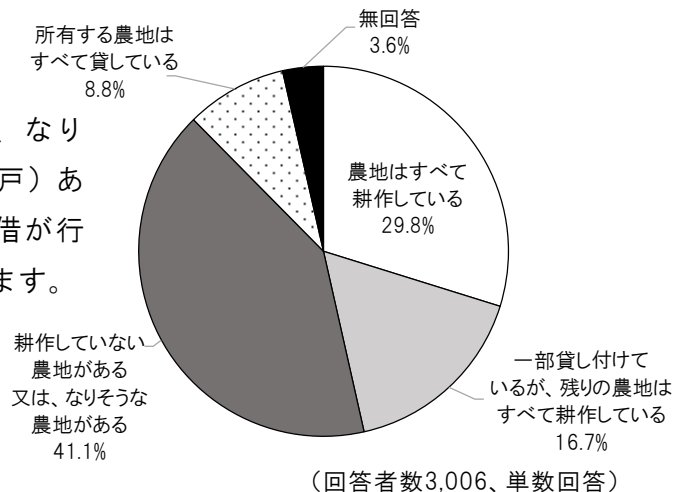
【調査の概要】

- 調査の目的：農業に対する農家の意向等を把握し、今後の農政運営の参考とすることを目的に、さいたま市（経済局）が実施した調査
- 調査の対象：次のいずれかに当てはまる方
 - ①10a以上の農地を所有している方
 - ②貸し付けている又は借り受けている農地がある方
 - ③生産緑地を保有している方
- 調査の方法：郵送による配布・回収
- 調査の期間：令和元年（2019年）8月21日～9月30日
- 配布数：6,110票
- 有効回収数：3,006票（回収率：49.2%）

【調査の結果】

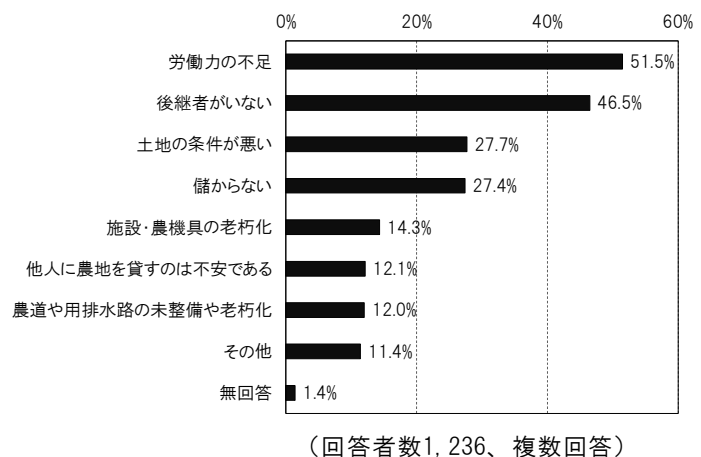
（１） 農地の利用状況について

「耕作していない農地がある又は、なりそうな農地がある」が約41%（1,236戸）あり、今後、耕作していない農地や貸借が行われる農地が増加する可能性があります。



（２） 継続的な耕作が難しい理由

継続的な耕作が難しい理由として、「労働力の不足」約52%（637戸）、「後継者がいない」約47%（575戸）などがあり、人手に関する問題が挙げられます。

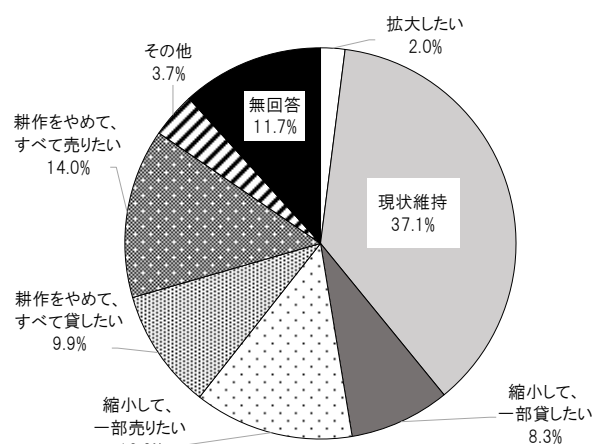


※（１）で「耕作していない農地がある又は、なりそうな農地がある」と回答した農家（1,236戸）が対象

(3) 5年から10年後のご自身の経営規模について

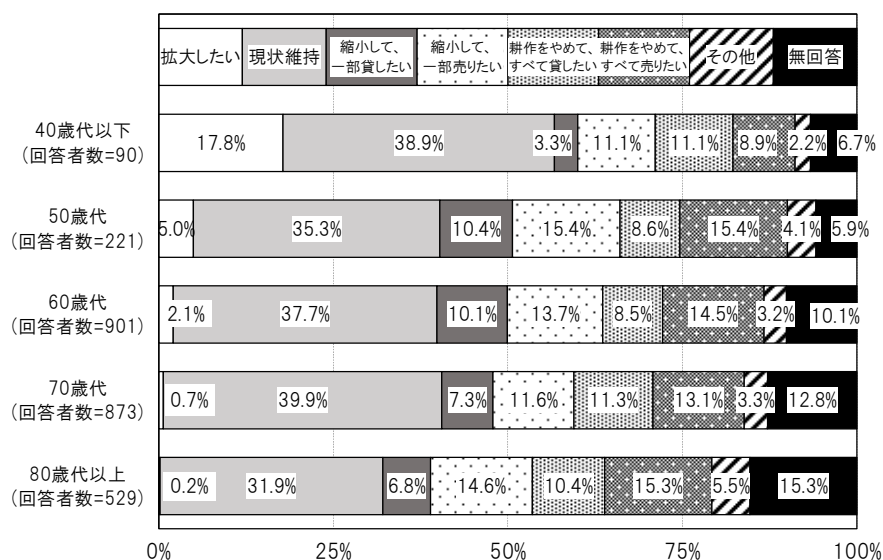
将来の経営規模は、「拡大したい」は約2% (53戸)、「現状維持」は約37% (977戸)であり、一方で、縮小や売却・貸借を希望する農家は全体の約5割を占めています。

年齢別や耕作面積別でみると、経営規模を「拡大したい」農家は、若い農業者や耕作面積が大きい者ほど増加傾向にあります。

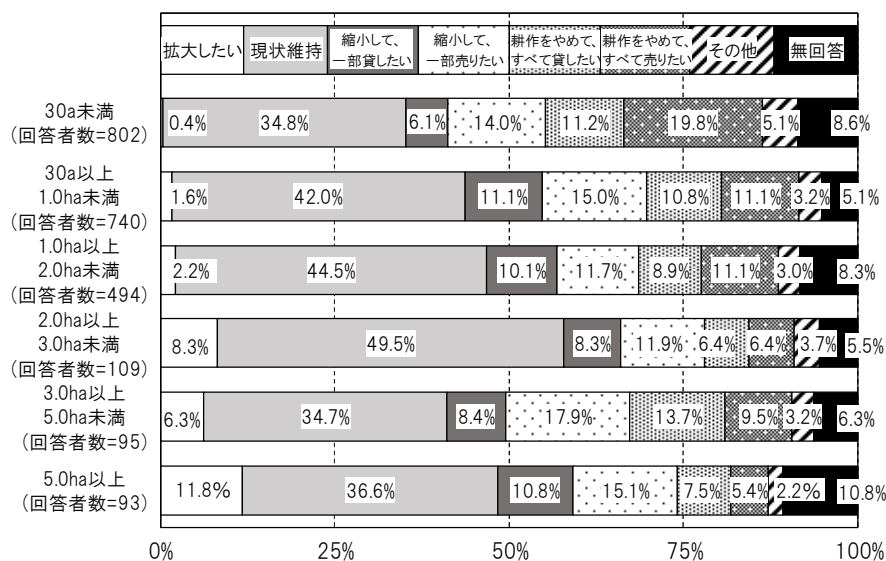


(回答者数2,633、単数回答)

[年齢別]



[耕作面積別]



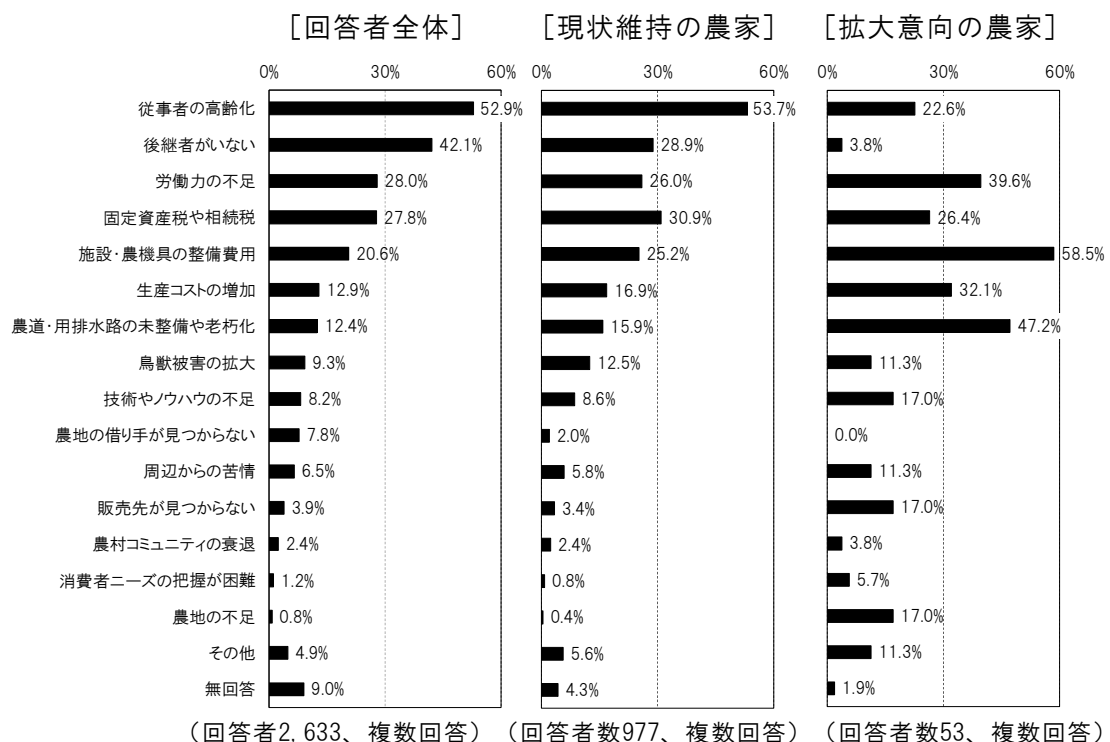
※(1)で「所有する農地はすべて貸している」と「無回答」で回答した農家以外の(2,633戸)が対象

(4) 農業を行う上で困っていること

回答者全体では、「従事者の高齢化」が約53%（1,393戸）、「後継者がいない」が42%（1,108戸）と特に高い割合を占めています。

5年から10年後の経営規模が現状維持の農家は、「従事者の高齢化」に次いで、「固定資産税や相続税」の割合が高くなっています。

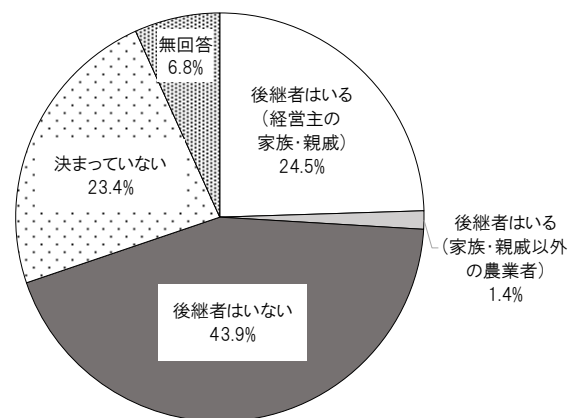
また、5年から10年後の経営規模が拡大意向の農家では、「施設・農機具の整備費用」、「農道・用排水路の未整備や老朽化」の割合が高く、施設整備への支援の必要性が考えられます。



※(1)で「所有する農地はすべて貸している」と「無回答」で回答した農家以外の(2,633戸)が対象

(5) 農業後継者について

「後継者はいない」農家が約44%（1,155戸）であり、これに「決まっていない」農家約23%（617戸）を加えると、約67%の農家が農業継承の問題を抱えています。

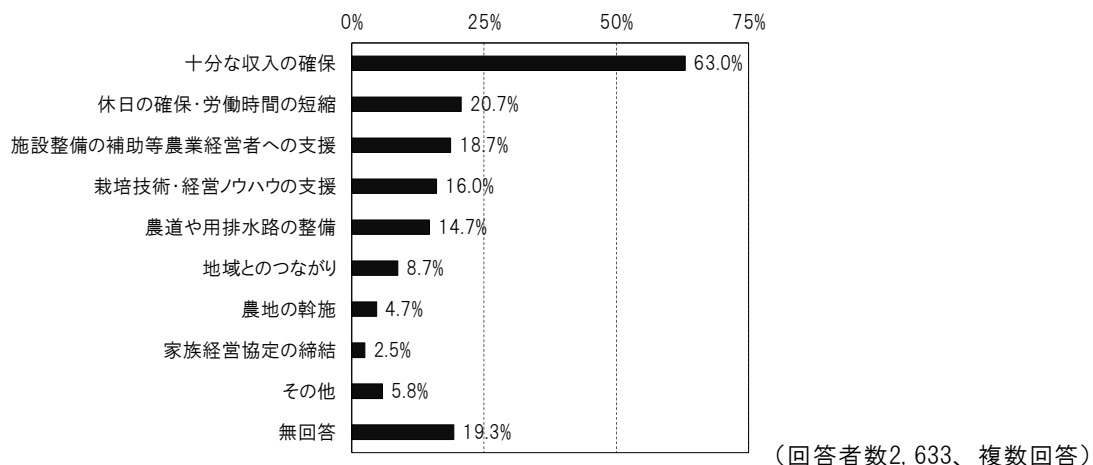


(回答者数2,633、単数回答)

※(1)で「所有する農地はすべて貸している」と「無回答」で回答した農家以外の(2,633戸)が対象

(6) 農業後継者の確保、育成のために重要と考えられること

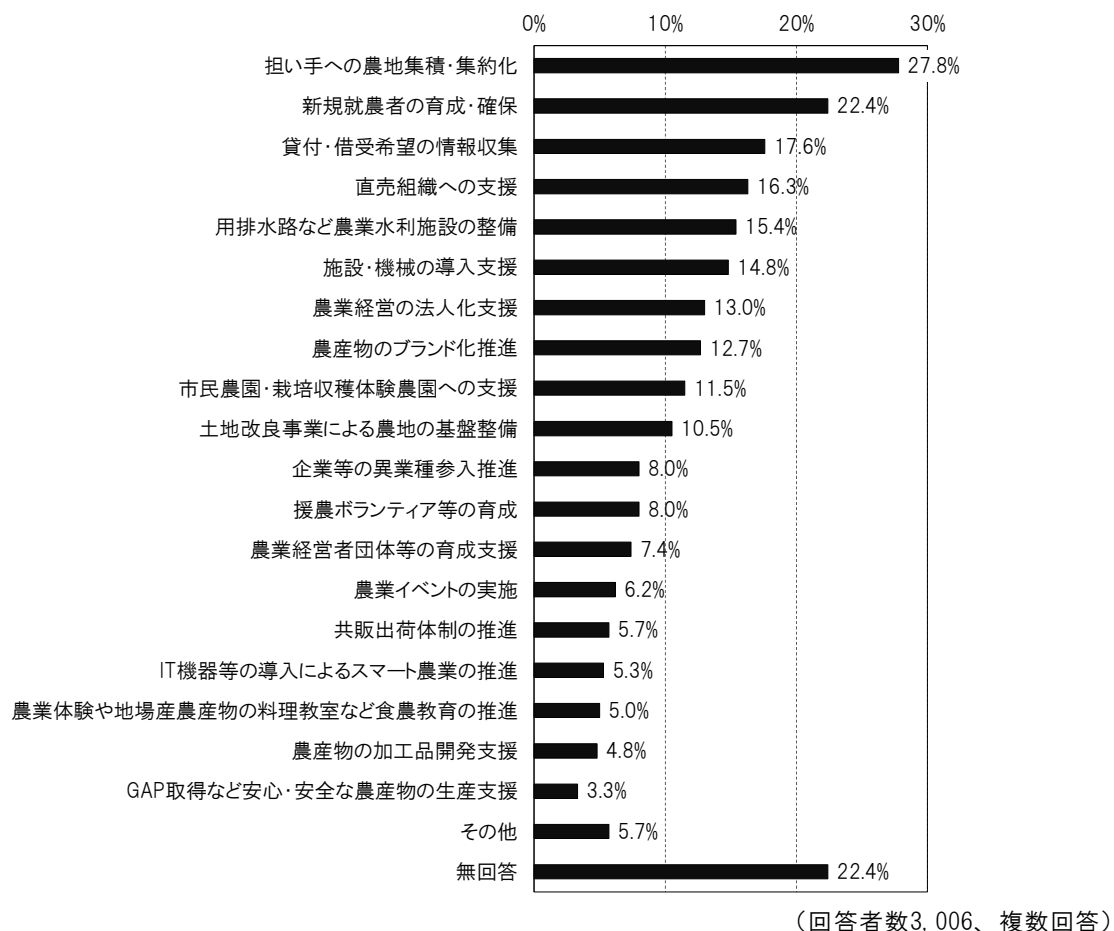
「十分な収入の確保」が約63%（1,660戸）と割合が特に高くなっています。



※(1)で「所有する農地はすべて貸している」と「無回答」で回答した農家以外の(2,633戸)が対象

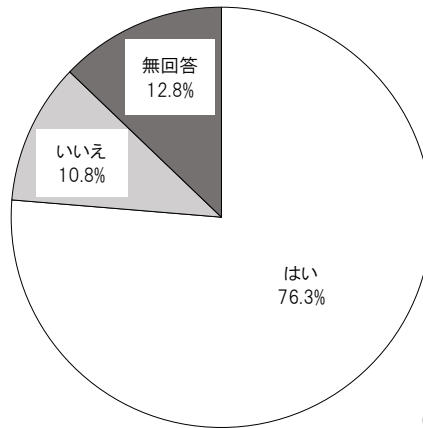
(7) さいたま市の農業を存続・活性化していくために必要な取組

「担い手への農地集積・集約化」約28%（836戸）、「新規就農者の育成・確保」約22%（672戸）などの回答が多くなっています。



(8) 地域における農地の集積・集約化のための話し合いの必要性について

農地の集積・集約化のための話し合いの必要性を考える農家が8割近くを占めており、農家同士の話し合いの機会の提供や仕組みづくりが求められています。



(回答者数3,006、単数回答)

市民意識調査(令和元年度)

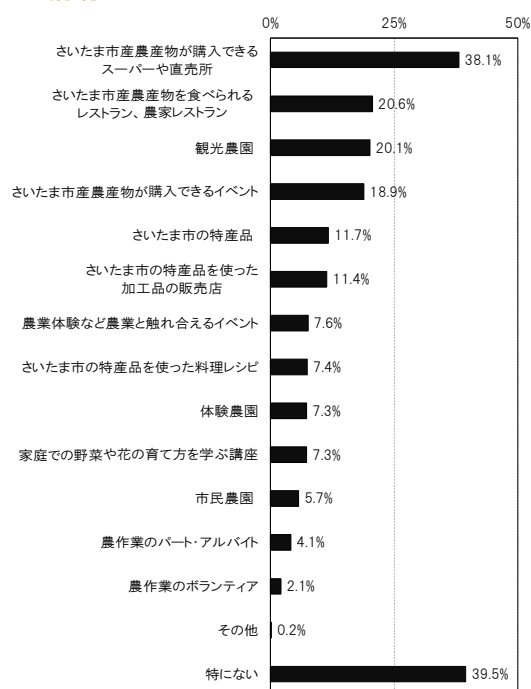
【調査の概要】

- 調査の目的：市が事業を推進するにあたり、迅速に市民意識を把握することができるよう、インターネットを活用し、さいたま市(市長公室)が実施した市民意識調査。
- 調査の対象：さいたま市在住の18歳～69歳以下の男女
18歳から69歳までの5年代層において、各年代の男女各100人、合計1,000人
- 調査の方法：インターネット調査（調査会社の登録モニターによるWEB調査）
- 調査の期間：令和元年（2019年）8月2日～8月7日

【調査の結果】

(1) さいたま市内の農業に関して興味がある情報

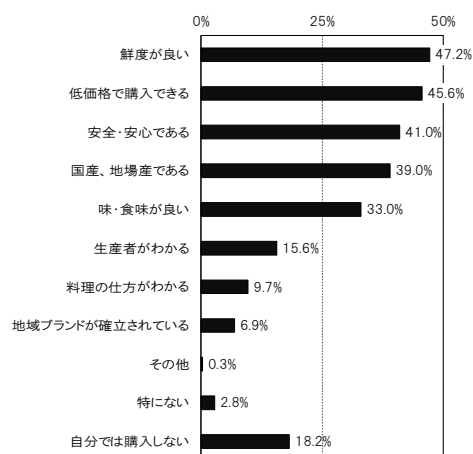
「さいたま市産農産物が購入できるスーパーや直売所」が約38%、「さいたま市産農産物を食べられるレストラン、農家レストラン」が約21%を占めており、さいたま市産農作物の購入先や食べられるお店をより知ってもらう工夫が求められています。



(回答者数1,000、複数回答)

(2) 農産物購入時に重視する点

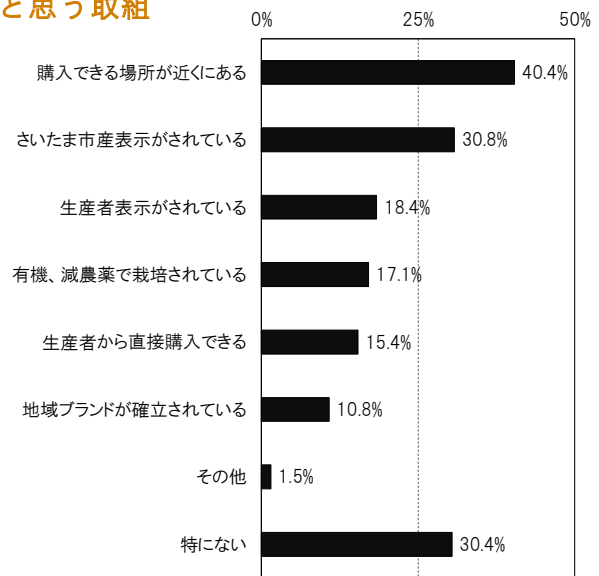
「鮮度が良い」(約47%)、「低価格で購入できる」(約46%)、「安全・安心である」(約41%)がそれぞれ4割を超えており、農産物の販売時にこれらを満たすような工夫が求められています。



(回答者数1,000、複数回答)

(3) さいたま市産農産物を購入しようと思う取組

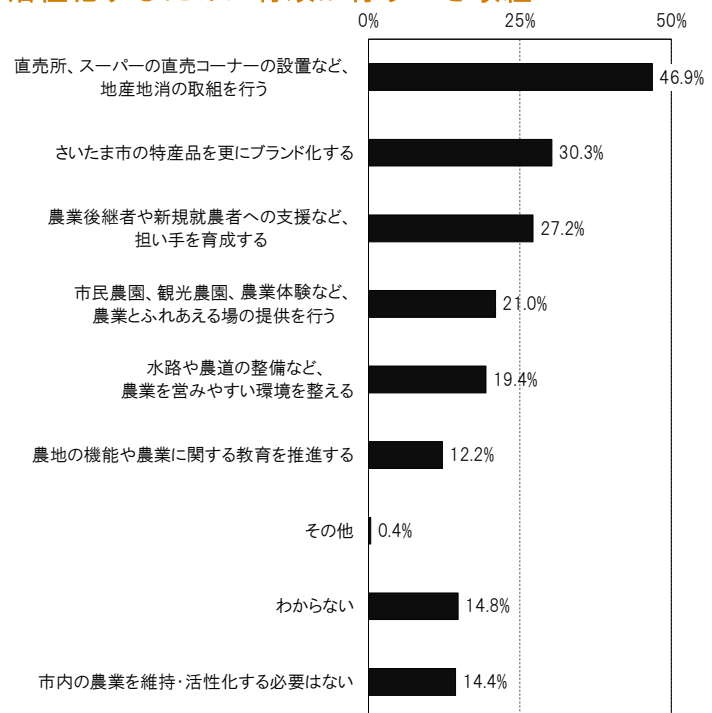
「購入できる場所（スーパーの直売コーナーなど）が近くにある」（約40％）ことや、「さいたま市産表示がされている」（約31％）ことで、さいたま市産農作物への購買意欲が向上すると考えられます。



（回答者数1,000、複数回答）

(4) さいたま市の農業を維持、活性化するために行政が行うべき取組

「直売所、スーパーの直売コーナーの設置など、地産地消の取組を行う」が約47%、「さいたま市の特産品を更にブランド化する」が約30%などとなっており、今後、更に地産地消や特産品のブランド化を進める取組が必要です。



（回答者数1,000、複数回答）

6 さいたま市の農業の課題

さいたま市の農業は、首都圏という大消費地に立地するという特徴を有する一方で、市内の農家及び農地は減少を続けています。本市農業の特徴を活かした農業を、将来にわたり持続可能で魅力ある都市農業として確立することが最も重要な課題です。

① 担い手の確保・育成と農業経営の安定化

農家の減少、高齢化だけでなく、後継者不足という課題があります。農家意向・意識調査では、「後継者はいる」と回答した方は約26%にとどまっており、これからの担い手となる農業後継者や新規就農者を増やすことが課題です。

また、若い農業者や耕作面積が大きい農家を中心に、経営規模を拡大したい農家がいる一方で、農業後継者の確保・育成のために重要なこととして、「十分な収入の確保」と回答した方が約6割に上っており、農業経営の安定化に向けた支援が求められています。

② 地産地消の推進

市民意識調査によると、農産物を購入する際に重視するものとして「鮮度が良い」、「安全・安心である」を選択した方がいずれも4割を超え、「国産・地場産である」を選択した方も約4割おり、安全・安心な地場産農産物の生産が求められています。また、さいたま市の農業を維持・活性化するために市が行うと良いと思うことは、「地産地消の取組」が約47%と最も高くなっており、多様なチャンネルを活用した購入や利用機会の拡大など、市民の食と健康を支える地産地消の推進が求められています。

また、「さいたま市産農産物が購入できるスーパーや直売所」や「さいたま市産農産物を食べられるレストラン、農家レストラン」、「観光農園」など、さいたま市の農業に関する何らかの情報に関心があると回答した方が約6割を占めています。市民のニーズを踏まえ、市民が農業とふれあう機会（知る機会、食べる機会、体験できる機会など）を提供することが求められています。

③ 農地の保全と有効利用

耕地面積の減少は続いていますが、都市農業振興基本法が施行され、農産物の供給だけでなく、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業への理解の醸成など、都市農業の多様な機能の発揮が求められており、農地の保全が必要です。

農家意向・意識調査では、耕作していない農地がある又はなりそうな農地がある理由として、「土地の条件が悪い」が約28%となっています。また、さいたま市内には水路整備が不十分な地域があり、農業基盤の整備が求められています。

Ⅲ

計画の方針

1 基本理念

農と都市が支え合う豊かな暮らしの実現

さいたま市は首都圏の中心に位置しているため、「大規模化」による農業の発展には限界があるものの、生産地と消費地とが近接しているため消費者やマーケットのニーズを捉えやすく、これまでも市民ニーズを踏まえた多様な生産・販売に取り組み、市民に新鮮で安全・安心な農産物を提供することで、市民の暮らしの質を高めてきました。また、市内に広がる農地は、生産面の役割にとどまらず、良好な景観の形成、環境の保全、防災、交流の場の提供など多面的な機能を有しており、都市化の進む本市の貴重な財産です。そのため「農と都市が支え合う豊かな暮らしの実現」を引き続き基本理念とし、このような暮らしを次世代に引き継いでいくため、持続可能で魅力ある都市農業の確立を目指します。



さいたま市 PR キャラクターつなが竜ヌウと見沼田圃

●「農」とは

さいたま市では「さいたま市都市農業の振興に関する条例」において、「農」は「農産物等の供給の機能及び多面的機能の双方の機能を有することにより、農業から生み出される価値の総体」と定義しています。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、具体的な取組を進めるにあたり、基本方針及び3つの施策の柱を設定します。

持続可能で魅力ある都市農業の確立

施策の柱

施策の柱

1

担い手の確保・育成と 農業経営の安定化

農業者や就農希望者への支援等により、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、担い手への農地の集約や先進技術の活用を推進し、収益性の高い農業経営を実現することにより、農業経営安定化に向けた支援に取り組めます。

施策の柱

2

地産地消の推進

地産地消の推進に向け、新鮮で安全・安心な農産物の供給を支援し、農業の6次産業化や農産物のブランド化に取り組むとともに、生活様式の多様化に対応するため販路の多角化を支援します。

また、「農」のある暮らしの豊かさを共有できるよう、子どもから大人まで、都市住民が農業に触れ合う機会の拡大を図ります。

施策の柱

3

農地の保全と有効利用

農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び営農のための保全活動支援を推進します。

3 施策の体系

基本方針	施策の柱	個別施策
Ⅲ 計画の方針 持続可能で魅力ある都市農業の確立	1 担い手の確保・育成と農業経営の安定化	(1) 担い手の確保・育成
		(2) 農業経営の安定化
	2 地産地消の推進	(1) 流通システムの整備
		(2) 高付加価値化の推進
		(3) 農のあるまちづくりの推進
	3 農地の保全と有効利用	(1) 農環境の整備と維持
		(2) 遊休農地対策

重点事業	目標指標
①認定農業者の確保・育成 ②認定新規就農者の確保・育成 ③就農に向けた農業研修の実施 ④新規参入者への支援 ⑤農業後継者育成支援事業	・認定農業者経営体数 ・新規就農者数 ・担い手への農地の集積率 ・賃借権等の設定面積
①担い手への農地集積・集約化 ②スマート農業の推進 ③見沼農業振興事業 ④農業経営法人化の推進	・農業者がICT等を活用した農業技術又は機器を導入した件数 ・農業参入した法人数
①食料品スーパーなどにおける地場産農産物コーナー設置の推進	・食料品スーパーなどにおける地場産農産物コーナーの新規設置店舗数
①さいたまブランドの推進 ②6次産業化推進事業、農商工連携推進事業 ③農情報の積極的な発信 ④安全・安心な農産物生産の推進	・地場産農産物の新規加工品数 ・農業交流施設整備
①農業交流施設の整備 ②給食等への取組支援 ③市民農園、栽培収穫体験農園の推進 ④援農ボランティア事業	・市民農園開設支援数
①農業基盤整備事業 ②農業用水路整備事業 ③多面的機能支援事業	・基盤整備地区内の担い手への農地の集積率（新規事業地区） ・農業用水路整備箇所数
①遊休農地の発生防止対策 ②景観作物による遊休農地活用 ③利用権設定等促進事業	・多面的機能支援事業の活動面積 ・遊休農地面積

IV

施策の内容

担い手の確保・育成と農業経営の安定化

現況と課題

【現況】

都市化の進展や社会・経済情勢の変化に伴い、さいたま市の農業就業人口は減少傾向にあり、併せて、農業従事者の高齢化や農業後継者不足も進んでいます。また、耕作面積が1 ha未満の小規模な農家が多く見られることもさいたま市の農業の特徴です。

農家意向・意識調査で、今後の経営規模について、年齢が若いほど、耕作面積が大きいほど、拡大意向を持つ農家が多い傾向が見られます。

【課題】

- ▶ 農家意向・意識調査によると、「後継者はいる」と回答した方は約26%にとどまります。
- ▶ 農家意向・意識調査によると、「従事者の高齢化」「後継者がいない」「労働力の不足」を課題に挙げる回答が多く見られます。
- ▶ 農家意向・意識調査によると、農業後継者の確保、育成のためには「十分な収入の確保」が重要との回答が半数を超えます。
- ▶ 農家意向・意識調査によると、農地の拡大意向がある農家では、「施設・農機具の整備費用」を課題とする回答が約6割と最も多く挙げられています。

施策の概要

将来にわたり持続可能な農業を目指し、農業の担い手への支援や農業経営の安定化に向けて、次の2つの施策を推進します。

(1) 担い手の確保・育成

新たな認定農業者の確保や農業後継者の育成・支援を行います。

(2) 農業経営の安定化

効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、担い手への農地集積・集約化やスマート農業の取組を推進します。

個別施策(1) 担い手の確保・育成

意欲ある新たな担い手を確保・育成するため、認定農業者や認定新規就農者、農業後継者への支援を行います。また、新規就農希望者向けに栽培技術の研修を開催するなど農業への新規参入を推進します。

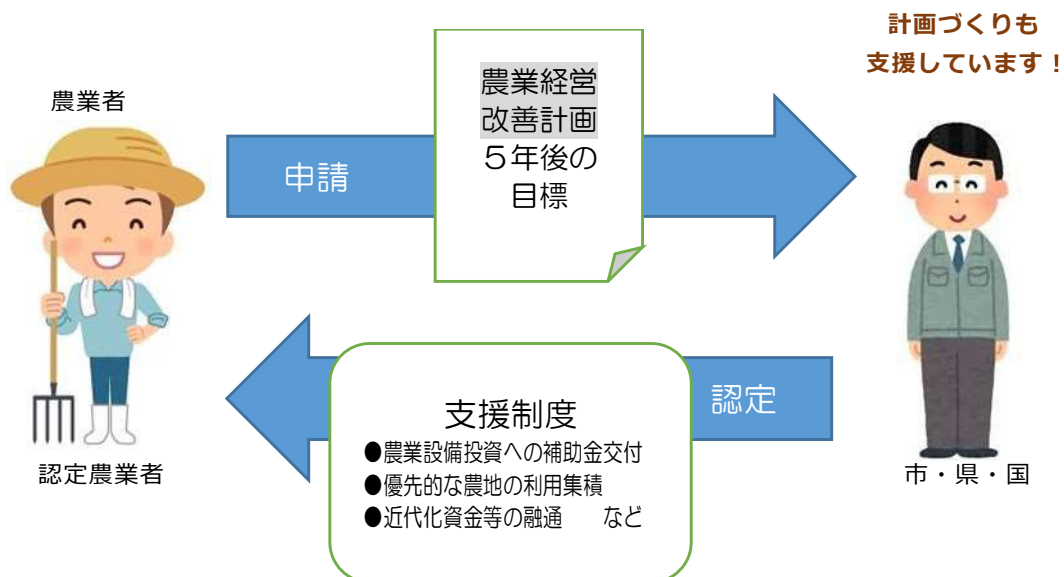
【具体的な取組】

具体的な取組			重点事業	担当部署
①	認定農業者の確保・育成	認定農業者制度の周知や農業経営改善計画の作成支援等による認定強化及び目標達成に向けた農業施設や機械等の導入支援など	①	農業政策課
②	認定新規就農者の確保・育成 新規	認定新規就農者制度の周知や青年等就農計画の作成支援等による認定強化及び目標達成に向けた農業施設や機械等の導入支援など	②	農業政策課
③	就農に向けた農業研修の実施	新たに農業を始めるために必要な農業の基礎及び実践的な栽培技術の研修の実施	③	農業政策課
④	新規参入者への支援	就農希望者や農業参入を目指す企業等への貸付意向のある農地情報の提供など	④	農業政策課
⑤	農業後継者育成支援事業	農業後継者団体が実施する事業及び新規就農者の自立経営に向けた取組への支援	⑤	農業政策課
⑥	農業次世代人材投資資金	就農直後の経営確立のために必要な資金の交付		農業政策課

●「認定農業者」とは

認定農業者とは、5年後の目標を記載した農業経営改善計画を市（又は県・国）に提出し、その計画が認定された農業者を指します。

認定農業者になると、補助金等の支援制度があります。



問合せ：農業政策課



農業後継者団体（さいたま市農業青年協議会）

個別施策(2) 農業経営の安定化

効率的かつ安定的な農業経営の実現、栽培技術向上のため、担い手への農地の集積・集約化、生産現場での先進技術の活用支援、農業者向けの講習会、土壌診断などを実施します。

【具体的な取組】

具体的な取組			重点事業	担当部署
①	担い手への農地集積・集約化	人・農地プランや農地中間管理事業等の制度活用に向けた、農地の出し手と受け手に係る情報収集及び担い手への貸し付けを促進する取組の実施	①	農業政策課
②	スマート農業の推進	ICT・AI・ロボット等、先進技術を活用した経営モデルの確立、生産現場での普及啓発及び導入支援	②	農業政策課 見沼グリーンセンター
③	見沼農業振興事業	見沼田圃の農業の活性化に向けた取組及び観光農園等の整備への支援	③	農業政策課
④	農業経営法人化の推進	県、農業委員会、農業協同組合、各融資機関等の関係機関と連携した農業経営の法人化の推進	④	農業政策課
⑤	農業経営者団体等への支援	農業経営者団体等が実施する事業及び共同利用を目的とした農業施設や機械等の導入支援		農業政策課 見沼グリーンセンター
⑥	畜産振興事業	家畜伝染病の防除、家畜のふん尿による悪臭防止対策及び優良種畜の導入支援		農業政策課
⑦	農業経営安定化のための試験栽培 新規	農産物の多収・高品質・省力化、新品種・新技術の導入、在来品種の系統維持・普及を目的とした試験栽培及び農業者への技術指導の実施		見沼グリーンセンター
⑧	土壌診断事業 新規	農地の土壌診断、適正な施肥指導による、環境にやさしい農業の推進		見沼グリーンセンター
⑨	農業者向け講習会の実施	農業者や就農希望者を対象にした農業経営及び栽培技術の講習会の実施		農業政策課 見沼グリーンセンター
⑩	農業制度資金利子補給事業	農業者が農業制度資金を活用した融資を受けた際の利子補給		農業政策課

具体的な取組			重点事業	担当部署
⑪	経営所得安定対策推進事業	水田農業経営の確立に向け、需要に応じた米の生産を促進するため、経営所得安定対策推進事業の実施主体である地域農業再生協議会への支援		農業政策課
⑫	エコ農業直接支援事業	地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動への支援		農業政策課

●「スマート農業」とは

インターネットや環境センサーなどを組み合わせた情報通信技術、ドローンなどのロボット技術、人工知能（AI）などを活用する農業をスマート農業といいます。先端技術の活用により、勘や経験などに頼りながら行ってきた農作業の省力化や、生育環境を最適化することで、生産量や品質の向上などにつながり、また、農業技術の伝承にも役立つと期待されます。

現在、自動操舵トラクター、高性能田植え機・コンバイン、リモコン草刈り機などのロボット農機、アシストスーツ、ドローン、水田の水管理システム、環境モニタリング装置、複合環境制御装置、作業等のデータ管理システムなど様々な機器・技術が実用化されており、著しい速度で開発が進んでいます。



見沼グリーンセンターにおけるスマート農業技術の活用試験の模式図

問合せ：見沼グリーンセンター

● 見沼グリーンセンターの取組

見沼グリーンセンターでは、スマート農業を振興するため展示温室での試験栽培を行っており、研修会の開催等を通じて、生産者への情報提供などを行っています。

展示温室では栽培棟内に各種センサーやカメラを設置し、取得データをクラウド上に保存することで圃場環境を「見える化」しています。職員は、栽培環境や生育状況を遠隔地から確認し、管理方法を必要に応じて改善することで、収量や品質の向上を目指す試験を行っています。

今後、見沼グリーンセンターでは、試験結果を基に経営モデルを作成し、農業者及び新規就農者に指導・情報提供を行っていく予定です。

展示温室は、随時視察・見学を受け付けています。



試験圃場の様子



圃場のセンサー



通信・操作用パソコン



機器類の制御盤

問合せ：見沼グリーンセンター

施策の柱

2

地産地消の推進

現況と課題

【現況】

市民意識調査によると新鮮で安全・安心な地場産農産物への市民ニーズは高く、地産地消の推進が求められていることから、地産地消の日を制定し、農に関する情報発信を強化するなど、市民が農にふれあう機会の拡大に取り組んでいます。

さいたま市発祥のさつまいも「紅赤」や、くわい、チコリー、木の芽などの特産品、レストランのニーズに応えるため生産が始まったヨーロッパ野菜が注目を集めています。

新型コロナウイルスの感染拡大により国民の生活様式が変わり、農産物の流通にも影響が出ていることから、生活様式の多様化に対応した販路の多角化が必要です。

【課題】

- ▶市民意識調査によると、市内農業に関する何らかの情報に関心があると回答した方が6割以上おり、積極的な情報提供が求められています。
- ▶市民意識調査によると、購入できる場所が近くにあれば地場産農産物を購入しようと思うと回答した方が最も多いことから、地場産農産物コーナー等の設置を推進するなど販路を多角化する取組が求められています。
- ▶紅赤やヨーロッパ野菜などさいたま市特産品の認知度を高め、更なるブランド化を進める取組が必要です。

施策の概要

市民が求める新鮮で安全・安心な地場産農産物を提供するとともに市民が農とふれあう機会を拡大するため、次の3つの施策を推進します。

(1) 流通システムの整備

地場産農産物の販売先を確保するため、食料品スーパーなどへの地場産農産物コーナー設置に取り組むなど販路の多角化を支援し、流通システムを整備します。

(2) 高付加価値化の推進

安全・安心な農産物生産や地場産農産物を活用した商品開発への支援、農情報の発信などを行います。

(3) 農のあるまちづくりの推進

農産物直売所や農業研修施設等を備えた農業交流施設の整備や市民農園の開設支援等を推進します。

個別施策(1) 流通システムの整備

地場産農産物の販売先を拡大するため、食料品スーパーなどにおける地場産農産物コーナーの設置を推進するなど販路の多角化を支援します。また、地場産農産物の出荷先確保のため、直売所に関する支援や市場に対する支援を実施します。

【具体的な取組】

具体的な取組			重点事業	担当部署
①	食料品スーパーなどにおける地場産農産物コーナー設置の推進	食料品スーパー、百貨店等における地場産農産物コーナー設置の推進	①	農業政策課
②	直売所支援事業	直売所や加工・貯蔵施設等の整備への支援		農業政策課
③	直売団体育成事業	直売所を運営する団体が実施する事業への支援		農業政策課
④	共販出荷体制の推進	農業協同組合等の集出荷施設の整備への支援		農業政策課
⑤	卸売市場活性化事業	卸売市場の施設整備及び活性化の取組への支援など		農業政策課
⑥	販路多角化支援事業 新規	農家収入増加やリスク分散のため、ネット通販など販路を多角化する取組への支援		農業政策課

● 毎月19日は「地産地消の日」

さいたま市では、令和2年6月より毎月19日を「地産地消の日」に制定しました。

地産地消に関する情報発信、イベント・講習会の開催、保育園・学校給食での地場産農産物の活用推進や普及啓発活動などを行います。これらの取組を通じて、地場産農産物の認知度向上、生産者への経営支援及び市民が地場産農産物へ触れ合う機会の創出など、地産地消の更なる推進を行います。



問合せ：農業政策課



市民の森農産物直売所

個別施策(2) 高付加価値化の推進

地場産農産物の付加価値向上のため、6次産業化やブランド化に向けた取組を支援します。また、ガイドブック等による地産地消に係る農情報の発信など、地産地消の取組のPRを推進します。

【具体的な取組】

具体的な取組			重点事業	担当部署
①	さいたまブランドの推進	チラシやイベント等での地場産農産物のPR及び地場産農産物を活用した加工品の開発支援など	①	農業政策課
②	6次産業化推進事業、農商工連携推進事業	農業者による農産物加工・販売及び農商工連携による地場産農産物の商品化への支援	②	農業政策課
③	農情報の積極的な発信	直売所や観光農園等を紹介した農情報ガイドブックの作成及びインターネット等を活用した農情報の積極的な発信	③	農業政策課
④	安全・安心な農産物生産の推進	第三者認証GAP取得に向けた取組への支援及び安全で安心な農産物の生産に必要な農業知識や技術の普及	④	農業政策課
⑤	ニーズ対応型農業の推進	市場ニーズに沿った農産物の生産の推進		農業政策課



紅赤発祥 120 周年記念シンポジウム



紅赤マルシェ



ヨーロッパ野菜
PR リーフレット



さいたま市農情報
ガイドブック「トレトリ」

個別施策(3) 農のあるまちづくりの推進

農の持つ伝統的な文化や豊かな自然を都市住民に伝え、農のある暮らしの豊かさを都市住民と共有できるよう、地産地消の日を制定し、農の魅力を発信する機会を増やすとともに、農業交流施設の整備や、市民農園の開設支援、体験教室の開催により、市民が農とふれあう機会を提供します。

【具体的な取組】

具体的な取組			重点事業	担当部署
①	農業交流施設の整備	農産物直売所や農業研修施設等を備え、周辺の公共施設や市民農園・観光農園等と連携した農業交流施設の整備	①	農業政策課
②	給食等への取組支援	さいたま市学校給食統一献立への地場産食材の使用や地元生産者と栄養教諭・学校栄養職員の情報交換会の開催等の給食等における地場産農産物の利用促進	②	農業政策課 健康教育課
③	市民農園、栽培収穫体験農園の推進	見沼グリーンセンターにおける市民農園の運営及び農業者等が開設する市民農園、栽培収穫体験農園の開設支援	③	農業政策課 見沼グリーンセンター
④	援農ボランティア事業	農業に関する知識と技術を身につけ、農産物の生産現場で活躍できる人材(援農ボランティア)の育成研修の実施及び農業者への援農ボランティアの紹介	④	見沼グリーンセンター
⑤	都市農地の活用 新規	都市農地貸借法による都市農地の有効活用支援		農業政策課
⑥	農業イベントの実施	農産物の直売や展示等を行うイベント(農業祭、アグリフェスタ、春の園芸まつり等)の開催		農業政策課 見沼グリーンセンター 農業者トレーニングセンター
⑦	農業体験教室の実施	農家やNPO法人等の協力のもと、小学生が米作りや里芋作り体験をする「ふれあい・夢ファーム」や児童体験農園及び見沼グリーンセンターにおけ		農業政策課 見沼グリーンセンター 健康教育課

具体的な取組			重点事業	担当部署
		る親子農業体験教室の実施		
⑧	食(郷土料理)と農を楽しむ体験イベントの開催	「旬」の地場産農産物を使用した料理講習会の開催		農業政策課
⑨	学校教育ファーム制度の活用	全市立小・中学校の近隣農地、または学校敷地内の一部を活用した米や野菜等の植え付けから収穫までの農作業体験学習の実施		農業政策課

●「援農ボランティア制度」とは

農業の応援団として、生産現場で作業の手伝いを行うために、農家で活躍できる人材を育成する制度です。

援農ボランティアには、農業に関心をもつ65歳未満の市民が、栽培技術を学ぶ農業研修(講義・実技)を終了すると登録することができます。



援農ボランティア事業農業研修
問合せ：見沼グリーンセンター

●都市農地の貸借について

市街化区域内の農地は、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する生産面の役割だけでなく、防災空間や緑地空間など多面的な機能を有していることから、都市に「あるべきもの」とされています。

しかし、農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地(市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区の区域内的の農地)の機能を十分に発揮していくためには、都市農地の所有者だけでなく、都市農地を借り受ける意欲ある都市農業者に有効に活用していただくことも重要です。

このため、平成30年に都市農地貸借法(都市農地の貸借の円滑化に関する法律)が施行され、都市農地の貸し借りがしやすくなりました。さいたま市も、市民農園開設(特定都市農地貸付)等の支援を行っています。



都市農地の市民農園

問合せ：農業政策課

IV. 施策の内容



料理講習会



農業祭

農地の保全と有効利用

現況と課題

【現況】

さいたま市には、首都圏近郊の大規模緑地帯である見沼田圃だけでなく、荒川、綾瀬川、元荒川流域に広がる豊かな水田地帯が県内有数の米の生産地帯になっているなど、貴重な優良農地が広がっています。

他方、さいたま市の農地は都市化の進展に伴い宅地・道路などへ転用され減少し続けており、農業従事者の減少により遊休農地も発生しています。

【課題】

- ▶農家意向・意識調査によると、農地の拡大意向がある農家の半数近くが、「農道・用排水路の整備」を課題に挙げており、設備の老朽化が進んでいると考えられることから、営農環境を改善していくことが求められています。
- ▶農家意向・意識調査によると、経営規模を現状維持と考える農家の半数以上が「従事者の高齢化」を課題に挙げており、「後継者がいない」「労働力の不足」との回答も3割程度あることから、農地の維持・保全が今後一層困難な状況になると考えられます。

施策の概要

農地を保全し、営農環境を整備することで、市内で農業を続けられる環境を整えるとともに、今後も農地の有する多面的機能が維持されるよう、次の2つの施策を推進します。

(1) 農環境の整備と維持

農業用水路などの農業水利施設の整備や土地改良事業を進めることで、農業環境の保全、整備を推進します。

(2) 遊休農地対策

農地を有効活用し、農地の有する多面的機能を維持するため、遊休農地の発生防止対策を行います。

個別施策(1) 農環境の整備と維持

営農環境を維持・改善していくため、農業基盤整備や農業用水路整備を実施します。
また、農地の有する多面的機能が維持されるよう地域の活動を支援します。

【具体的な取組】

具体的な取組			重点事業	担当部署
①	農業基盤整備事業	農業生産性向上に向けた、農業用施設の改修及び農地の区画拡大等の整備	①	農業環境整備課
②	農業用水路整備事業	安定した用水の確保及び排水機能の強化を図るための水路整備	②	農業環境整備課
③	多面的機能支援事業	農地の多面的機能発揮に向けた地域における共同活動への支援	③	農業環境整備課
④	農業用水路管理事業 新規	農業用水路の維持管理及び関連農業団体等への支援		農業環境整備課
⑤	農業振興地域整備事業	農業振興地域整備計画に基づく、農業生産に必要な農用地の確保、保全		農業環境整備課

●「多面的機能支払支援事業」とは

農業・農村は、国土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有しています。

将来にわたって多面的機能が十分に発揮されるよう、地域ぐるみで農地や農業用施設を保全・管理する活動に対して支援を行っています。



水路脇の草刈り



水路の補修



田んぼの生き物調査



地域の植栽活動

問合せ：農業環境整備課

個別施策(2) 遊休農地対策

農地の保全と有効利用を図るため、農業委員会と連携し、遊休農地の発生防止に向けた対策を実施します。また、農地の貸し借りを仲介し、農地の貸借を推進します。

【具体的な取組】

具体的な取組			重点事業	担当部署
①	遊休農地の発生防止対策	遊休農地所有者への意向調査結果を農地中間管理機構へ通知及び農地所有者への適正管理通知の実施	①	農業委員会
②	景観作物による遊休農地活用	遊休農地を活用した農業委員及び農地利用最適化推進委員による景観作物(菜の花)の栽培	②	農業委員会
③	利用権設定等促進事業	農業委員会の地域での広報活動等による貸借の推進	③	農業委員会
④	農用地景観形成作物栽培支援事業	レンゲ・コスモス・ソルガム等の景観作物や緑肥の作付けへの支援		農業政策課
⑤	農地・農家台帳システムの管理	農地に関する情報の収集・整理・提供を目的とする農地・農家台帳システムの保守・運用		農業委員会

● 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について

農地の貸借には、農地法第3条の許可を受ける方法の他に、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定する方法があります。利用権設定では、貸借期間が満了すれば、所有者（貸し手）に農地が自動的に返還されるため、安心して農地の貸し借りができます。

農地を荒廃させる前に、農業経営基盤強化促進法の利用権設定による農地の貸し借りを活用しましょう。

■ メリット

- ・ 農地法の許可は不要です。
- ・ 貸借期間は、貸し手・借り手の間で自由に決めることができます。
- ・ 貸した農地は貸借期間が満了すれば、離作料を払うことなく返ってきます。
- ・ 借りた農地は期間中、安心して耕作ができます。
- ・ 更新の手続きをすれば、引き続き農地の貸し借りができます。
- ・ 農業経営の規模拡大が図れます。

問合せ：農業委員会事務局農業振興課



景観作物（菜の花）の栽培

目標指標

持続可能で魅力ある都市農業の確立に向け、目標指標を設定します。

施策の柱

1

担い手の確保・育成と農業経営の安定化

令和元年度 (基準年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (中間)	令和12年度 (最終)
①認定農業者経営体数 【農業政策課】						
212経営体	238 経営体	251 経営体	264 経営体	278 経営体	292経営体	365経営体
②新規就農者数 【農業政策課】						
16人	15人	15人	15人	16人	16人 (5年間累計77人)	17人 (10年間累計160人)
③担い手への農地の集積率 新規 【農業政策課】						
13.5%	15.8%	16.9%	18.0%	19.2%	20.3%	26.0%
④賃借権等の設定面積 新規 【農業政策課】						
38ha	40ha	42ha	44ha	47ha	50ha	68ha
⑤農業者がICT等を活用した農業技術又は機器を導入した件数 新規 【農業政策課】						
3件	3件	4件	5件	6件	7件 (5年間累計25件)	12件 (10年間累計75件)
⑥農業参入した法人数 【農業政策課】						
2件	2件	2件	2件	2件	2件 (5年間累計10件)	2件 (10年間累計20件)

施策の柱
2

地産地消の推進

令和元年度 (基準年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (中間)	令和12年度 (最終)
①食料品スーパーなどにおける地場産農産物コーナーの新規設置店舗数 新規 【農業政策課】						
—	2店舗	2店舗	2店舗	3店舗	3店舗 (5年間累計12店舗)	4店舗 (10年間累計30店舗)
②地場産農産物の新規加工品数【農業政策課】						
3品	3品	3品	3品	3品	3品 (5年間累計15品)	4品 (10年間累計35品)
③農業交流施設整備 新規 【農業政策課】						
基本計画再検討 (令和2年度)	令和2年度の 検討結果 より、目標を 設定	令和2年度の 検討結果 より、目標を 設定	令和2年度の 検討結果 より、目標を 設定	令和2年度の 検討結果 より、目標を 設定	令和2年度の 検討結果より、 目標を設定	令和2年度の 検討結果より、 目標を設定
④市民農園開設支援数【農業政策課】						
0件	2件	2件	2件	2件	2件 (5年間累計10件)	2件 (10年間累計20件)

施策の柱

3

農地の保全と有効利用

令和元年度 (基準年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (中間)	令和12年度 (最終)
①基盤整備地区内の担い手への農地の集積率(新規事業地区) 新規 【農業環境整備課】						
13.7%	18.9%	24.1%	29.3%	34.5%	39.7%	71.7%
②農業用水路整備箇所数 新規 【農業環境整備課】						
6箇所	5箇所	7箇所	7箇所	8箇所	8箇所 (5年間累計35箇所)	10年間で 80箇所の整備
③多面的機能支援事業の活動面積 新規 【農業環境整備課】						
396ha	396ha	459ha	459ha	459ha	497ha (農振農用地の20%)	622ha (農振農用地の25%)
④遊休農地面積【農業委員会】※						
43.64ha (平成27年度)	—	—	26.44ha	—	—	—

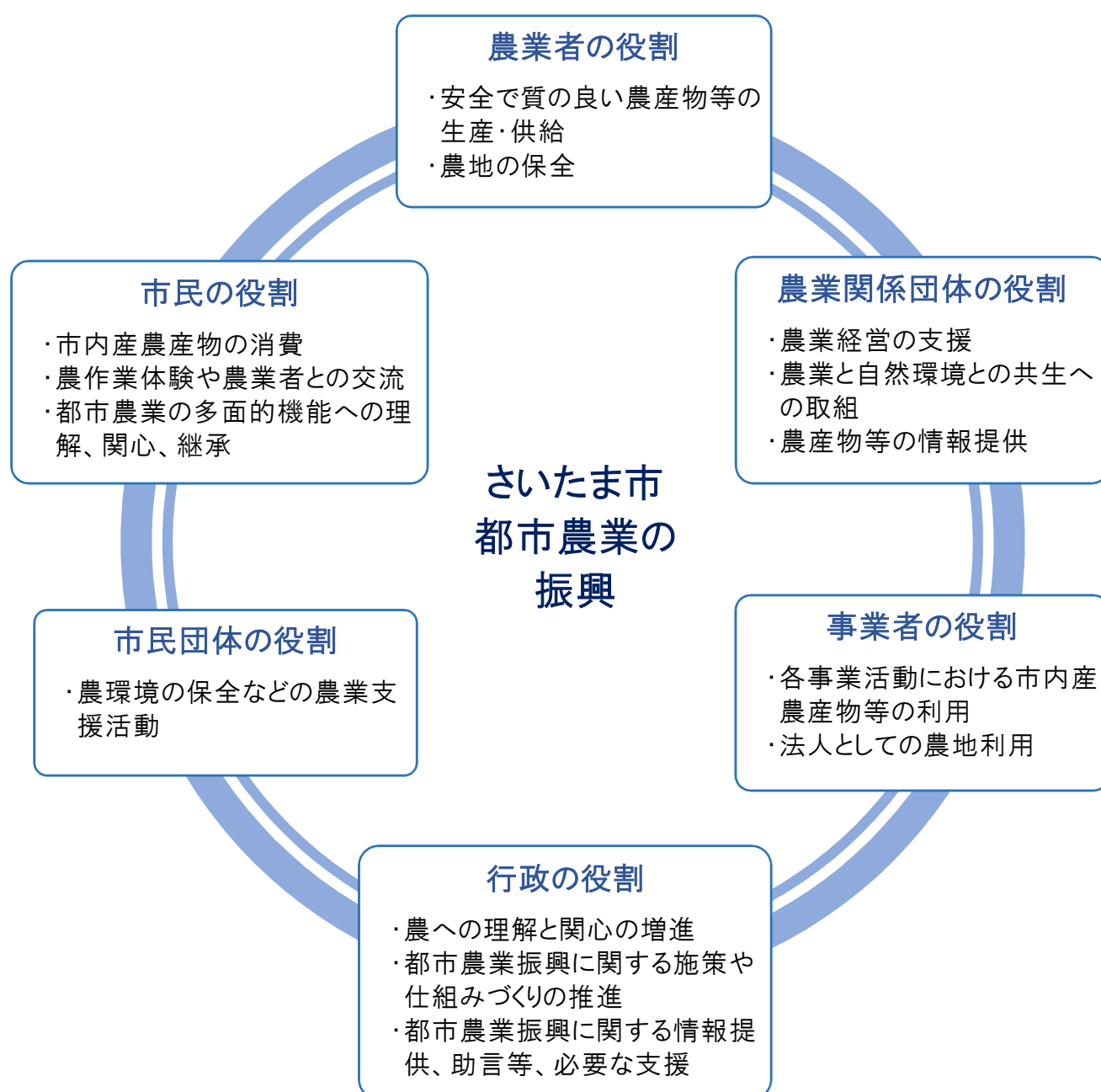
※さいたま市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき設定するため、基準年が異なる。
本ビジョンの改定の際に見直しを行う。



さいたま市農業振興ビジョンの 推進に向けて

1 各主体の役割

本ビジョンの推進は、さいたま市都市農業の振興に関する条例に基づき、行政、農業者、農業関係団体、事業者、市民がそれぞれの役割を果たすとともに連携しながら都市農業の振興を図っていきます。



VI

資料編

1 さいたま市都市農業審議会の概要

■さいたま市都市農業審議会の位置づけ

さいたま市都市農業振興条例に基づき設置され、さいたま市の都市農業の振興に関する重要事項について意見を述べるほか、市長の諮問に応じ、調査審議します。

なお、条例が定める「都市農業基本指針」にビジョンを位置づける見直しを行うため、幅広い視点からの審議を目的として、都市農業議会にビジョンの改定について諮問したものです。

■さいたま市都市農業審議会 構成 ※一部敬称略

委員長	高柳 長直	(東京農業大学食料環境経済学科 教授)
副委員長	新藤 みち子	(さいたま市女性農業者連絡会)
	須永 真理子	(埼玉県さいたま農林振興センター 所長)
	宮 聡子	(人間総合科学大学人間科学部 講師)
	西形 知行	(さいたま市農業委員会 会長)
	礒部 光枝	(さいたま農業協同組合女性中部ブロック ブロック長)
	桑原 由枝	(南彩農業協同組合女性部 部長)
	笠原 勇	(さいたま市認定農業者連絡協議会 会長)
	清水 節男	(さいたま農業協同組合 代表理事組合長)
	菊池 義雄	(南彩農業協同組合 代表理事組合長)
	平井 一巳	(イオンリテール株式会社北関東カンパニーエリア 政策推進チームリーダー)
	吉田 隆宏	(生活協同組合コープみらい埼玉県本部参加 とネットワーク推進部企画・渉外課 課長)
	滝澤 正文	(市民公募)
	藤岡 佳奈恵	(市民公募)
	下村 勝己	(さいたま市 経済局農業政策部長)

■さいたま市都市農業審議会 経緯

回	日時・場所	議事
令和元年度		
第1回	令和元年7月31日（水） 10時00分～12時00分 さいたま市役所第4委員会室	●農業振興ビジョン改定について ●農業振興ビジョン重点プロジェクトの進捗状況について
第2回	令和元年11月21日（木） 14時00分～16時00分 さいたま市役所 危機管理センター関係課会議室	●農業振興ビジョン改定にかかる各調査結果報告 ●農業振興ビジョン施策体系・重点プロジェクトの項目について
令和2年度		
第1回	令和2年7月28日（火） 10時00分～12時00分 さいたま市役所第7委員会室	●農業振興ビジョン重点プロジェクトの進捗状況について ●農業振興ビジョン2021素案（案）について
第2回	令和3年1月28日（木） 10時00分～12時00分 さいたま市役所 危機管理センター関係課会議室	●パブリックコメントの結果報告について ●農業振興ビジョン2021（案）について

2 さいたま市都市農業の振興に関する条例

■ さいたま市都市農業の振興に関する条例

平成24年12月27日

条例第92号

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 都市農業の振興に関する基本的施策等（第8条―第16条）
- 第3章 都市農業基本指針等（第17条 第18条）
- 第4章 さいたま市都市農業審議会（第19条）
- 第5章 補則（第20条・第21条）

附則目次

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都市農業の振興に関する基本理念を定め、並びに市の責務並びに農業者、農業関係団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、農産物等の安定的供給及び都市農業の多面的機能の発揮を促進し、もって健康で文化的な市民生活の実現に寄与するとともに、緑豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市農業 大消費地に位置するという利点を生かしつつ、市民に新鮮で安全かつ良質な農産物等を供給し、及び農業の有する多面的機能を備えた市の全域で営まれる農業をいう。
- (2) 農業者 市内において農産物等を生産する個人又は法人その他の団体（委託を受けて農作業を行う組織を含む。）をいう。
- (3) 農業関係団体 市内にある農業協同組合、土地改良区その他の農業に関する団体をいう。

- (4) 事業者 市内において、市内で生産された農産物等を原料又は材料とする製品の製造、加工、貯蔵、運搬又は販売をする事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 農産物等 米、麦類、豆類、いも類、野菜、果実並びに花き及び牛、豚、鶏等の肉、乳その他の食用に供される生産物をいい、これらを原料又は材料として製造し、又は加工したものを含むものとする。
- (6) 多面的機能 良好な景観を形成する機能、農作業の体験等により農業に対する理解と親しみを深める機能、環境を保全する機能、自然災害等に備えた防災機能及び農業者と消費者である市民との交流の場としての機能をいう。
- (7) 農 農産物等の供給の機能及び多面的機能の双方の機能を有することにより、農業から生み出される価値の総体をいう。
- (8) 地産地消 市内で生産された農産物等を市内で消費することをいう。
- (9) 市民農園等 農作業の体験その他農業に対する理解と親しみを深める活動のための施設をいう。
- (10) 農業資源 農地、農業用水、主に農業の用に供される道路その他の農業を営む上で必要となる生産基盤をいう。

(基本理念)

第3条 都市農業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市内で生産された安全かつ良質な農産物等の供給、都市農業の有する多面的機能の発揮及びその恵みを身近に享受することができるための農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)の維持増進により、農と都市の共存が図られるものとする。
- (2) 農業者により、地域の特性に応じて生産された農産物等が安定的に供給され、及び地産地消、市民農園等の活用により農業の活性化を図るとともに、市民と農業者との交流等を通じ、市民の農に対する理解と関心を深め、都市農業の持続的な発展が可能なまちづくりを実現すること。
- (3) 農業上の利用を確保すべき優良な農地の保全と有効利用、遊休農地の解消等を通じて、良好な景観の形成と農地の荒廃防止を図り、地域の環境と調和のとれた農業を推進するとともに、多様な主体が農業の担い手として誇りを持って農

業を営むことができる環境の整備に努めること。

- (4) 農業資源の保全と活用により、農業の生産性の向上及び農業構造の改善を通じた農業の持続的な発展を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、都市農業の振興に関する施策を策定し、及び実施する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の理解と関心が増進されるよう努めるとともに、国、県、農業者、農業関係団体及び事業者と適切に連携しつつ、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業者及び農業関係団体の役割)

第5条 農業者及び農業関係団体は、消費者の立場に立ち、安全かつ良質な農産物等を誠実に供給する責任を自覚するとともに、農業と自然環境との共生に取り組み、その生産する農産物等について積極的に情報を提供し、農産物等の安定的供給を図る等、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市内で生産された安全かつ良質な農産物等を積極的に消費者に供給する等、その事業活動において市内で生産された農産物等を利用することにより、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、市内で生産された農産物等の消費の増進に努めるとともに、農作業の体験、農業者との交流等を通じて、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、都市農業の多面的機能の重要性に関する理解と関心を増進し、次代の社会を担う世代に継承するよう努めるものとする。

第2章 都市農業の振興に関する基本的施策等

(安全かつ良質な農産物等の生産及び供給等)

第8条 市は、農業者及び農業関係団体が、環境負荷を低減する適正な肥料、農薬等を使用し、環境と調和のとれた持続性の高い農業生産活動が継続的に行われる

ために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、事業者が行う食品の表示の適正化及び農産物等の製造、加工、販売又は食品としての提供の過程における衛生管理及び品質管理の高度化を促進し、安全かつ良質な農産物等の供給が行われるために必要な措置を講じなければならない。

（地産地消の推進及び市民の農業に対する理解の促進）

第9条 市は、市民が市内で生産された新鮮で安全かつ良質な農産物等を安定的に購入できるよう、農業資源の整備による生産及び流通の円滑化を図るとともに、直売所（農産物等をその生産者が直接消費者に販売するため、農業者その他の多様な主体によって開設される施設をいう。以下同じ。）等での販売、学校給食における利用等を促進し、地産地消による農業の活性化を図ることにより、市内で営まれる農業及び市内で生産された農産物等に対する市民の理解と親しみを深めるために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、市民が農産物等を育て、及び収穫することにより、農や食の大切さを身近に感じることでできる市民農園等及び多様な場所や形態で行う農産物等の販売の拠点となる直売所等の整備を促進するよう努めるものとする。

（農業の担い手の育成及び確保）

第10条 市は、農業者の経営管理能力の向上、農業の技術の普及指導、農業者の組織化又は法人化の促進、農業経営に意欲のある新たな就農者等多様な担い手の確保及び支援その他効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（農業者又は農業関係団体に対する支援）

第11条 市は、農業者又は農業関係団体による農業の生産性の向上、効率的かつ安定的な農業経営及び市内で生産された安全かつ良質な農産物等の供給に関する事業に対し、当該事業が都市農業の振興に資するものであり、かつ、その事業計画又は利用見込みについて適切な内容のものであると認めるときは、必要な支援を行うものとする。

（優良な農地の保全と有効利用）

第12条 市は、農地の確保と適正な利用及び農業の生産性の向上を図るため、地域の特性に応じた優良な農地の保全と有効利用のために必要な措置を講ずるものとする。

（農業資源の保全と活用による農業経営の質的向上）

第13条 市は、農業者の農業経営の効率化及び安定化による質的向上を図るため、農業資源の整備について必要な措置を講ずるものとする。

（遊休農地の解消及び活用等）

第14条 市は、遊休農地の解消及び活用を図るため、農業者、農業関係団体、企業、非営利活動を行う団体等の多様な主体による農業参入の支援及び市民農園等による農地の有効かつ持続的な利用の支援に努めるものとする。

（農地の有効利用の促進）

第15条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を計画的に進めようとする農業者に対する農地の利用の集積を図るなど、農地の有効利用のための権利移動の円滑化を促進するよう努めるものとする。

2 市は、農地の有効利用を促進するため、農業者、農業関係団体その他の関係者と連携し、十分な情報の共有に努めるものとする。

（地域農業の確立）

第16条 市は、農業者、農業関係団体及び地域の住民が一体となって都市農業の振興に関する施策に協力し、地域の特性に応じた都市農業を確立するための必要な支援に努めなければならない。

第3章 都市農業基本指針等

（都市農業基本指針の策定）

第17条 市長は、前章に規定する都市農業の振興に関する基本的施策等を総合的かつ計画的に推進し、又は実行するための基本的な指針（以下「都市農業基本指針」という。）を策定しなければならない。

2 都市農業基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市内で生産される農産物等の安全性の向上及び良質な農産物等の供給のための指針となるべき事項
- (2) 直売所や学校給食における利用による地産地消の推進及び市民農園等（当該施設の業務に必要な施設等を含む。）の機能の向上等による市民の農業に対する理解と親しみを深めるための基盤及び機能の整備について指針となるべき事項
- (3) 多様な主体による農業参入及び意欲のある農業者による農業経営の育成・確保

並びに農業経営の多角化及び高度化の促進のための指針となるべき事項

- (4) 農業資源の保全と活用及び生産性の向上のための指針となるべき事項
 - (5) 市内で生産された農産物等の加工、貯蔵、販売等のための施設その他地域の都市農業の振興に資する施設整備について指針となるべき事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、都市農業の振興に資する機能が発揮され、又はその効果が期待される重要な施策等の指針となるべき事項
- 3 都市農業基本指針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画その他法律の規定による市の農業の振興に関する計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 4 都市農業基本指針は、市の基本構想（長期的な展望に立って本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として策定される市の将来の都市像及びこれを実現するために必要な施策の大綱をいう。）に即するとともに、市の都市計画に関する基本的な方針に適合したものでなければならない。
- 5 市長は、新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は市の都市農業を取り巻く諸情勢の変化により必要が生じたときは、都市農業基本指針を変更することができる。
- 6 市長は、都市農業基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第19条に規定するさいたま市都市農業審議会の意見を聴かななければならない。
- 7 市長は、都市農業基本指針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（推進体制の整備等）

第18条 市は、都市農業の振興に関する施策の推進に必要な体制を整備し、行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

第4章 さいたま市都市農業審議会

（都市農業審議会の設置）

- 第19条 市長の諮問に応じ、都市農業基本指針に関する重要事項について調査審議するため、さいたま市都市農業審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、第17条第6項に規定する意見を述べるほか、市長の諮問に応じ、市の都市農業の振興に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 農業者の代表者

(3) 農業関係団体の代表者

(4) 事業者の代表者

(5) 公募による市民

(6) 市職員

4 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要があると認められる者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、3 年とする。

7 臨時委員の任期は、当該調査審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

8 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 審議会の庶務は、経済局において処理する。

第5章 補則

(財政上の措置)

第20条 市は、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■さいたま市都市農業の振興に関する条例とビジョン各施策の対応表

さいたま市都市農業 の振興に関する条例	さいたま市農業振興ビジョン			
	施策 の柱	施策 番号	具体的な取り組み	重点 事業
第8条 安全かつ良質な農産物 等の生産及び供給等	2	(2)④	安全・安心な農産物生産の推進	○
第9条 地産地消の推進及び 市民の農業に対する 理解の促進	2	(1)①	スーパーなどにおける地場産農産物コーナー 設置の推進	○
	2	(1)②	直売所支援事業	
	2	(1)③	直売団体育成事業	
	2	(1)④	共販出荷体制の推進	
	2	(1)⑤	卸売市場整備事業	
	2	(1)⑥	販路多角化支援事業	
	2	(2)①	さいたまブランドの推進	○
	2	(2)②	6次産業化推進事業、農商工連携推進事業	○
	2	(2)③	農情報の積極的な発信	○
	2	(2)⑤	ニーズ対応型農業の推進	
	2	(3)①	農業交流施設の整備	○
	2	(3)②	給食等への取組支援	○
	2	(3)③	市民農園、栽培収穫体験農園の推進	○
	2	(3)⑤	都市農地の活用	
	2	(3)⑥	農業イベントの実施	
	2	(3)⑦	農業体験教室の実施	
	2	(3)⑧	食(郷土料理)と農を楽しむ体験イベントの開催	
	2	(3)⑨	学校教育ファーム制度の活用	
第10条 農業の担い手の育成 及び確保 第11条 農業者又は農業関係 団体に対する支援	1	(1)①	認定農業者の確保・育成	○
	1	(1)②	認定新規就農者の確保・育成	○
	1	(1)③	就農に向けた農業研修の実施	○
	1	(1)④	新規参入者への支援	○
	1	(1)⑤	農業後継者育成支援事業	
	1	(1)⑥	農業次世代人材投資資金	
	1	(2)②	スマート農業の推進	○
	1	(2)③	見沼農業振興事業	○
	1	(2)④	農業経営法人化の推進	○
	1	(2)⑤	農業経営者団体等への支援	
	1	(2)⑥	畜産振興事業	
	1	(2)⑨	農業者向け講習会の実施	
	1	(2)⑩	農業制度資金利子補給事業	
	1	(2)⑪	経営所得安定対策推進事業	
	2	(3)④	援農ボランティア事業	○
	1	(2)⑫	エコ農業直接支援事業	
	3	(1)③	多面的機能支援事業	○
第12条 優良な農地の保全 と有効利用	1	(2)⑦	農業経営安定化のための試験栽培	
	1	(2)⑧	土壌診断事業	
	3	(1)①	農業基盤整備事業	○
	3	(1)②	農業用水路整備事業	○
	3	(1)④	農業用水路管理事業	
	3	(1)⑤	農業振興地域整備事業	
第13条 農業資源の保全と 活用による農業経営 の質的向上	3	(2)①	遊休農地の発生防止対策	○
	3	(2)②	景観作物による遊休農地活用	○
	3	(2)④	農用地景観形成作物栽培支援事業	
第14条 遊休農地の解消 及び活用等	1	(2)①	担い手への農地集積・集約化	○
	3	(2)③	利用権設定等促進事業	○
	3	(2)⑤	農地・農家台帳システムの管理	
第15条 農地の有効利用の促進				

3 用語解説

A～Z

GAP (Good Agricultural Practice)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施記録、点検及び評価を行うことによる特続的な改善活動。

ICT (Information and communication technology)

コンピュータ(情報)やインターネット(通信)に関連する技術の総称。情報通信技術。農業分野では、施設内での栽培管理、農作業の省力化・労力軽減、農業技術の継承などの目的を達成するため、様々な形で利用されている。

NPO (Non Profit Organization)

非営利団体。様々な社会貢献活動を行い団体構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

SDGs (Sustainable Development Goals)

先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者などのすべての関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標

SDGs 未来都市計画

さいたま市においてSDGsの視点から目指すべき将来像の実現に向けて、各種施策を推進するための計画。

か 行

家族経営協定

家族で営農を行っている世帯において、家族間の話し合いを基に経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。

学校教育ファーム

小中学校の児童生徒が農業体験を通じて、生命や自然、環境や食物に対する理解を深め、情操や生きる力を身につけるとともに、学校における食育の推進、農地の有効活用を目的とする事業。

観光農園

農業者が、観光客等に、生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させて代金を得る農園。

共販

JAなどが行う販売事業の一つである「共同販売」の略。農産物をとりまとめて集荷し、市場などに販売する方式。

経営所得安定対策

農業構造改革、特に米の生産調整政策について、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦、大豆等への作物転換を促す制度、なお、国において米政策など制度改革について見直しが進められている。

景観作物

有休農地の景観維持、有機肥料として活用するレンゲ、コスモスなどの作物のこと。

耕作放棄地

以前に耕作していた農地で、過去1年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの。農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）にて定義されている用語。

環境基本計画（計画期間～2020） ※改訂中

さいたま市環境基本条例に掲げる市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に向け、環境共生都市の実現に向けた環境分野の総合計画。

けい畔

耕地の一部にあつて、その維持に必要なるいわゆる畦（あぜ）のことで、田の場合、田に水を張ってため続ける設備となる。

さ 行**さいたま市総合振興計画（後期基本計画）**

長期的な展望に基づいた将来目標を掲げ、総合的・計画的に運営するために、さいたま市政運営の最も基本となる計画。後期基本計画の計画期間は、平成26年度（2014年度）から、平成32年度（2020年度）までの7年間。

市民意識調査

さいたま市の施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とすることを目的とした市民意識意向調査。平成23年度からはインターネットによる調査も開始された。

さいたま市森林整備計画（平成30年～令和10年）

埼玉県知事がたてる地域森林計画に適合して、自治体の森林関連施策の方向や、森林所有者等がおこなう伐採や造林などの森林

施業に関する指針等を定めた5年ごとに作成する10か年の計画

埼玉農林業・農山村振興ビジョン

埼玉県の農林業・農山村がつくる県民生活の将来像を描くとともに、その実現に向けた施策展開の指針を示す県の計画。計画年次は、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）の5年間。

栽培収穫体験農園

農業者の指導・管理のもと、栽培や収穫など複数の農作業を行う市民農園のこと。

産業振興ビジョン（平成16年～令和2年）

「さいたま市総合振興計画 さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」に基づき、「強い産業力の醸成と躍動する都市づくり 革新と自立」を基本目標に掲げた、産業・経済の分野における政策分野別計画。

市街化区域

都市計画法に規定された都市計画区域のうち、同法第7条の規定に基づき定められている、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に規定された都市計画区域のうち、同法第7条の規定に基づき定められている、市街化を抑制すべき区域。

自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満かつ農産物販売額が年間50万円未満の農家

地場（産食材）

その地方や地域、地元（で生産された食材）。

市民農園

レクリエーションとして、自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいをづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと

食農教育

食育と農業教育を一体化して行う取り組み。農業体験などを通じて、「食」を生み出す農業・地域・自然の役割について理解を深めることを目的とする。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けされた農地機能に着目し、公害又は災害の防止及び農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る地区。

専業農家

農業所得のみで生計し、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

た 行

第1種兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

第2種兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

田園環境整備マスタープラン

地域の同意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画。環境保全の基本方針や地域の整備計画等を定める。

転作作物

従来から栽培している作物の種類を、他に転換することを転作という。水稻の場合、小麦、大豆、野菜、飼料作物などが転作作物として用いられる。

特別栽培農産物

農林水産省のガイドラインに基づき節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）を慣行の5割以下に減らして栽培され、県が認証した農作物。

都市計画区域

都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域。都道府県が指定し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定める。

都市計画マスタープラン

さいたま市が定める都市計画マスタープラン（「さいたま2005まちプラン」）は「さいたま市総合振興計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しながら、都市全体や地域の将来像を示すもので、個別具体の都市計画を行うための基本的な指針。

都市住民

農村漁村等に対し、多数の人口、家屋が密集、農業以外のおもに商工業などが経済生活の主体をなす地域に居住する人々。

※このビジョンにおいては市民のみならず、首都近郊の住民も念頭に置いている。

都市農業振興基本計画

都市農業振興基本法第9条に基づいて政府が定める、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

土地改良

農地の排水、用水改良、畑地灌漑（かんがい）、耕地整理などによって、土地の区画や性質を改良すること。

な 行

ニーズ対応型農業

できたものを売る従来型の農業に対し、市場（消費者）のニーズ（要求・需要）を反映し、欲しいものをつくっていく農業のこと。生産者の所得向上による農業経営の安定などが期待できる。

農家意向・意識調査

さいたま市が農業に対する農業者の意向等を把握し、ビジョンなど今後の農政運営の参考とすることを目的とした意識意向調査。

農業経営基盤強化促進法

意欲のある農業者に対する農用地の利用集積の促進と、これらの農業者の経営管理の合理化等の措置を講じるため、農地法の特例として、農地利用集積円滑化事業、農地保有合理化事業、利用権設定等促進事業を措置している。

農業次世代人材投資資金

次世代を担う農業者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付する制度。

農業振興地域

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の進行を図ることが必要であると認められている地域について、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」第6条1項に基づき都道府県が指定する。

農業振興地域整備計画

都道府県による農業振興地域の指定を受け、市町村が定める計画。農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、規模拡大・農用地等の効率的利用の促進計画などを定める。

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律。略称は農振法。

農業制度資金

農業者の生産活動に必要な資金の中で、国や県が融資したり、利子補給を行ったりするもの。農業改良資金、農業近代化資金、スーパーL資金、農業災害資金など対象や目的に

応じ、様々なものが用意されている。

農商工連携

農産漁村の資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者が互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。

農地台帳

農業委員会が記録する農地の台帳。世帯状況、就業状況、営農状況などを記録する。

農地所有適格法人

農地や採草放牧地の権利を取得して農業経営を行う法人で、農地法に規定された一定の要件を満たす法人。

農地中間管理事業

農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付ける事業。埼玉県では農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により、農地中間管理事業を実施する農地中間管理機構として公益社団法人埼玉県農林公社が指定されている。

農地法

耕作者の地位と安定と農業生産力の増進を目的に、農地の所有や利用関係の仕組を定めた法律。1952年施行。農地の売買、貸借、転用（農地を農地以外のものにすること）などについての制限が既定されている。2009年12月に施行された改正法では、転用規制の厳格化や貸借による農地の権利移動の規制緩和などが行われた、

農用地区域

農振法に規定する農業振興地域のうち、同法8条に基づき市町村の定める農業振興地域整備計画の区域を農用地区域という。

農林業センサス

我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、農林水産省が5年ごとに行う調査。

は 行

早場米（はやばまい）

秋の天候不順を避けるため、通常の出荷時期より早い時期、主に9月に出荷される米。さいたま市では、荒川堤外で、台風による被害を防ぐため早場米が生産されている。

ま 行

緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑地の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全および緑地の推進を総合的、計画的に実施することができる。（都市緑地法第4条）

見沼田圃

東京都心から20～30km圏内に位置しており、約1,260haという広大な面積を持つ、首都近郊における貴重な大規模緑地空間。さいたま新都心駅や大宮駅などの主要駅から2～3kmという近さにありながら、田畑、雑木林、河川や見沼代用水によってつくられる田園風景と、生き物を育む豊かな自然が現在も残されている。

見沼田圃基本計画（平成29年度～令和3年度）

見沼田圃づくりの基本方針で定めた、土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動等の分野別施策や地区別施策を着実に実行するために定めた計画。

や 行

遊休農地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、もしくはその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。農地法において定義されている用語。

ら 行

利用集積

中核的農業者の育成・確保及び農業経営の改善を図るため、耕作地が面的にまとまった形に集積するよう、農地の貸借又は売買を行って農地の利用を集積すること。

6次産業化

農畜産物の生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売等（三次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組。一次×二次×三次＝六次産業。